

14. 5-946



1200501219677

14. 5

946

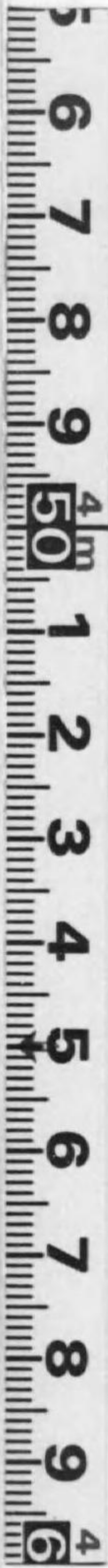
少国民年鑑

昭和 22 年版

14. 5-946

\*

\*

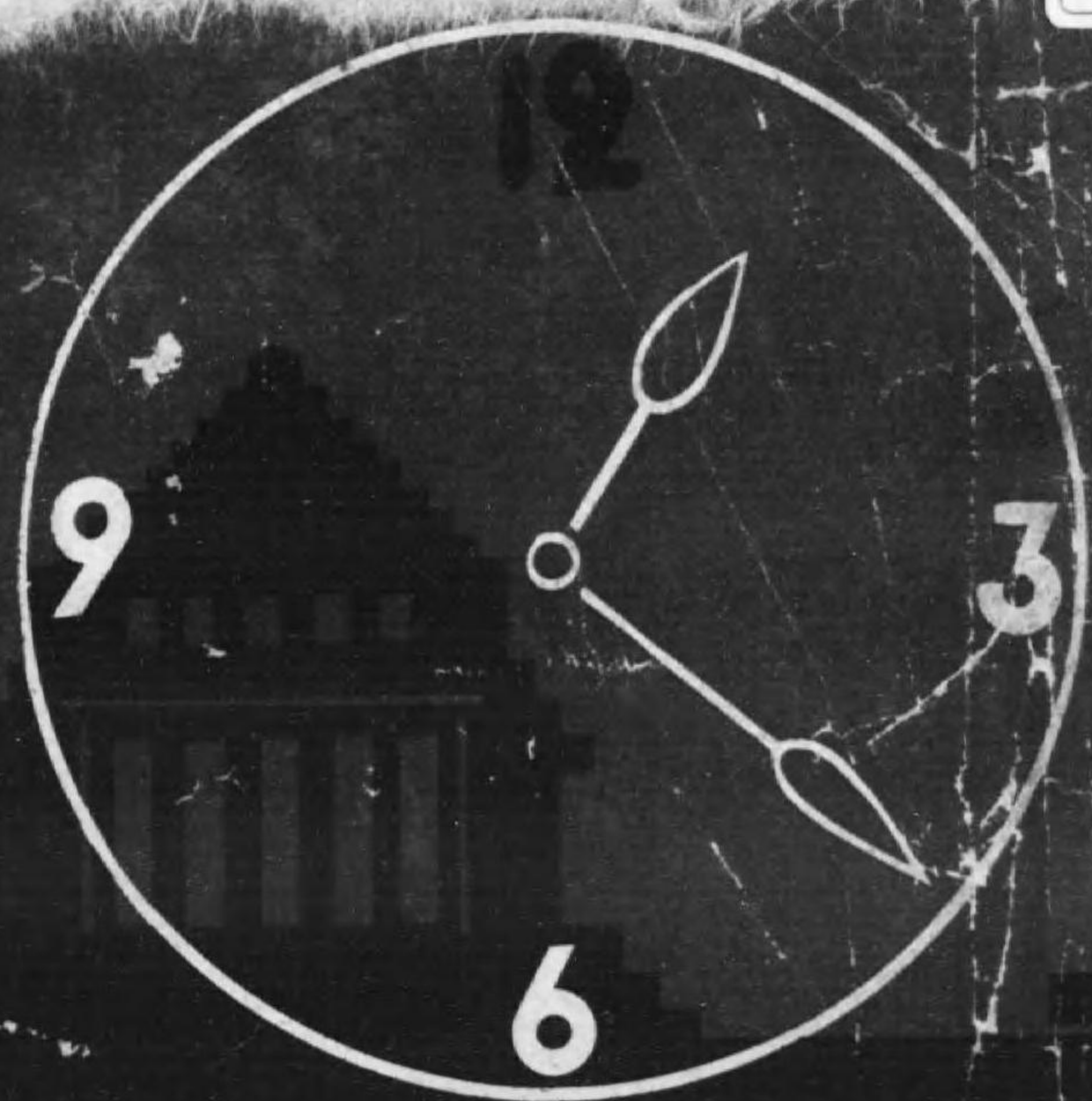


始



升 2J-44

禁  
複  
写



東京 東雲堂出版部 刊行

昭和二十二年

紀元 2607



略

西曆

14.5  
946

行	華	初	祝	祭	日	元	四
七	端	節	新	天	紀	新	方
五	午	節	新	長	元	生	拜
三	節	旬	治	節	節	會	一
祝	旬	午	節	祭	節	一	月
十	七	三	十	九	二	月	一
月	月	月	月	月	月	三	日
十	七	五	十	四	十	日	
五	日	日	七	日	一		
日	日	日	日	日	日		

日曜表

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
5	2	2	6	4	1	6	3	7	5	2	7
12	9	9	13	11	8	13	10	14	12	9	14
19	16	16	20	18	15	20	17	21	19	16	21
26	23	23	27	24	22	27	24	28	26	23	28
	30	30			29		31			30	

外國行事

1月 1日	米國では新年休日	8月 14日	國民祝祭日(米國)
2月 12日	リンカーン誕生日	9月 1日	労働者休日
2月 14日	聖ウァレンタイソ日	10月 10日	中國双十節
2月 22日	ワシントン誕生日	10月 12日	コロソス上陸記念日
4月 1日	四月馬鹿(エイプリル・フール)	10月 27日	米國海軍記念日
5月 1日	メーデー(ソ聯労働祭)	10月 31日	万聖節齊祭(米國)
5月 30日	米國招魂祭	11月 7日	ソ聯革命記念日
7月 4日	米國獨立記念日	12月 25日	クリスマス



# 輸出入 繪統計

昭和廿一年一月 一日~五月廿五日



昭和二十二年版  
**国民年鑑**



學 習 便 覽	聯 合 軍 總 司 令 部	國 際 事 情	體 育	教 育 ・ 文 化	土 地 ・ 人 口	産 業 ・ 貿 易	財 政 ・ 經 濟	政 治	終 戦 前 後	皇 室	一 年 略 史	目 次
卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	卷一	二一九	

一日のカロリーと米一日に當る食品

生後一週の嬰兒 300 カロリー

一年の小児 750 カロリー

2-5歳の小児 1200 カロリー

6-8歳の小児 1500 カロリー

10-17歳の小女  
8-13歳の小男 1640-2100 カロリー

14歳-17歳の小年 軽い  
仕事の成人、老男老女 2400 カロリー

中等度労作の70歳の人達 3000 カロリー

強労働の70歳 死体重の  
男子 3750 カロリー

白米150瓦(約1合)    メリケン粉160瓦(約1.25)    甘藷450瓦(中3本)

黒砂糖650瓦(中6本)    大豆120瓦(約1合)

510 カロリー    500 カロリー    516 カロリー    490 カロリー    514 カロリー



に直接信書發送を許さる
二九 ドイツ戦争犯罪人と
してゲーリング、リッペン
トロッパ等廿四名發表
三〇 宮中三殿(賢所、皇
靈殿、神殿)本殿に奉還の
御儀マツクアーサー元帥
厚木飛行場に到着横濱、
横須賀に先遣隊進駐
三一 大日本興亞會、在郷
軍人会解散

九月

一 第八十八臨時議會召集
廣島、長崎兩市へ侍從御
差遣内閣調査局設置ラ
ジオ放送を娛樂本位とし第
二放送再開朝鮮は北緯三
十八度線を境として、北を
ソ聯、南を米國が支配する
國民學校授業始まる

二 降伏調印式に際し詔書
を下賜東京灣内横濱沖、
米艦艦ミゾリー號上にて重
光、梅津兩全權降伏調印
米第八軍横濱上陸
三 宮中三殿に戦争終結報
告の儀行はせらる。
四 第八十八臨時議會開く
五 東久通首相官議會に於
て萬邦共榮、文化日本再建
設の施政方針を明示せらる
七 横濱、京都に終戦連絡
地方事務局設置
八 米軍京都に進駐
一〇 近衛師團復員により
禁衛府新設
一一 東條大將抑留に際し
自決を計り未遂戦後對策
審議會設置
一三 大本營廢止山元
帥夫妻自決元厚生大臣小

泉親彦自決
一四 國內定期航空再開
元文相橋本邦彦自決吉本
貞一大將自決
一七 重光氏退き吉田茂氏
外務大臣親任
一八 生鮮食品九公撤廢
颱風西日本を襲ひ被害甚大
一九 B29三機、札幌ーシ
カゴ間無着陸飛行
二〇 憲兵の行政、司法
警察機能停止聯合軍の諸
要求を速やかに實施するた
めの緊急勅令公布
二一 集團疎開學童十月よ
り歸校の指令
二二 「日本管理案」正文
發表
二五 新しく「郷土的」
な青少年團設置要領通達
二七 天皇陛下、マツカー

サー元帥御訪問
二八 軍需資材を使用して
織機、金屬、皮革、トラツ
ク等の製作を許可
二九 新聞及び通信の自由
を確保するやう政府に指令
トルーマン大統領布告
十月十二日をコロンブス・
デーとする
三〇 外地關係廿一社に閉
鎖命令聯合國極東委員會
東京に設置終戦後初の運
動競技、京大對三高ラグビ
ー試合五九一〇京大勝
十月

六 幣原喜重郎男に組閣の
大命降る全國一齊に特高
警察廢止日本神道の特權
廢止濱離宮(東京都へ)武
儀根離宮(神奈川県へ)武
庫離宮(兵庫縣へ)下賜
銃製造、射撃、國防競技を
學校教育より排除
九 幣原内閣親任式
一〇 聯合艦隊及海軍總隊
司令部解散日本出版協
會誕生
一一 憲法の民主主義化を
要求近衛公内大臣御用
掛仰付らる
一二 コロンブス・デー
聯合國最高司令部の要求に
よる郵便、電信、電話など
通信檢閲に關する閣令公布
一三 女子に參政權を付與
男女とも滿二十歳に引下げ

閣議決定
一五 參謀本部、軍令部廢
止學校に於て宗教、教育
及儀式を課外に行ふ自由を
許す次官會議でテレビジ
ョン放送實現を期す
一七 恩赦の詔書を賜る
二〇 被選挙權を二十五歳
に引下ぐ閣議決定比島國
祭日
二二 靖國神社臨時大祭
新年歌御會勅題「松上雪」
教育内容改訂、教育者
の監督に關して指令
二四 近衛公榮爵拜辭
二五 日本外交活動の
全面的停止
二六 選舉制度改正案決定
食糧四三五萬トン輸入を
マ司令部に懇請
二七 三井、住友、安田、

三菱の四大財閥解體決定
三〇 第十回教育祭制限
連記制選舉採用閣議決定
皇室財産約十六億と發表
三一 軍國主義者、極端
なる國家主義者を教壇か
ら追放すること及元軍人の
教育に従事することを一時
停止すること
十一月
一 國勢調査
二 三井、三菱等十五財
閥の證券凍結前田文相
新教育方針を發表
三 明治節朝日新聞社主
催健康優良兒童發表
四 東大教授會に於て大内
兵衛氏等元東大七教授復職
決定
五 復興院創設官制公布

六 第一回米收穫豫想高四
六六一萬石、三十六年ぶり
の凶作と農林省より發表
社會教育振興の新方針閣令
地方總督府廢止、地方行
政事務局を置くテレビジ
ョン放送實施委員會を開く
外國商社員の日本入國を
許さず
七 米國の賠償委員入京、
資産調査に着手
一〇 労働統制法規の撤
廢を指令
一二 天皇陛下 伊勢神宮
御親拜のため東京御發宗
秩祭で御族令改正に着手
一三 官名統一、官と職と
の分離、高等官、判任官の
區別撤廢など閣議決定賠償
委員會の米大統領個人代
表として、エドウィン・ポ

一六 ポーレー氏對日賠償政策發表終戦後初の首相授秋場所始る

一七 兵役法及同施行令廢止さる

一八 ▲民間航空の全面的禁止命令早慶、帝商等のボイト・レース行はる

一九 ▲A級戦争犯罪人として、荒木大將等十一氏に逮捕命令

二〇 ▲皇室御資産凍結指令増國神社臨時招魂祭第二日の今日、天皇陛下御親拜野菜、生魚公定價格廢止本庄繁大將自刃

二二 閣議にて選舉區、議員數(四六八名)決定シテアチカン法、皇座、第二次世界大戦の死傷推定數五千

二百五十萬人と發表

二四 内大臣府廢止食糧棉花、石油、鹽の輸入許可

二五 ▲軍需會社への補償停止、軍人恩給禁止、公債發行に許可制 戦時利得稅財產稅制定の促進等命令

二六 第八十九臨時議會開院式選舉法改正案、衆議院に提出

三〇 陸、海軍省廢止、在外部隊を除く國內軍人は待命、かくて建軍七十二年の歴史は終幕新紙幣發行に許可制

十二月

一 第一(陸軍)第二(海軍)復員省設置

二 ▲梨本宮殿下をはじめ五十九名に逮捕命令

三 ▲捕鯨活動許可

五 女子教育刷新要綱發表

六 ▲近衛公、木戸侯等九名に逮捕命令ポーレー氏賠償の中間的計畫聲明アメリカ側主席檢察キーンマン氏入京

七 山下大將に死刑宣告位階勳等返上に關する勅令公布華族令一部改正公布

九 ▲農地改革につき指令

一〇 國際聯合第一回總會ロンドンに開かる

一一 ▲財閥關係三三六會社に對し資産及活動の制限を指令

一四 労働組合法、農地調整法衆議院にて可決

一五 選舉法改正案成立樞府議長鈴木貫太郎男親任▲神教の國家分離を指令

豫算の編成、實行、修正は許可を要すべき旨指令

一六 近衛公自殺

一七 日本に於ける最初の軍事裁判横濱にて開かる

一八 衆議院解散

一九 ▲マ元帥、日本占領政策不變の聲明

二三 皇太子殿下第十二回の御誕辰を迎へさせらる

二四 神道に關する指令により、宮中祭祀と國家との關係を絶ち、宮中祭祀は皇室だけの祭祀として、大正天皇祭から實施

二五 大正天皇祭宗敎團體廢止クリスマス

二八 日本管理理事會設置

三一 大晦日情報局廢止

▲修身、國史、地理教科書破棄の指令

昭和二十一年

一月

一 四方拜國運振興の詔書を賜るマ元帥、年頭の聲明發表

二 ▲マ元帥、日本占領報告米國陸軍省より發表

四 政治の儀▲軍國主義指導者を官公職より追放及右翼廿七團體解散の指令

七 地主、土地保有量(府縣別)發表

八 教科用圖書委員會官制公布教育の大本、新年の詔書徹底にありと文部省訓令

一〇 財産稅、戦時利得稅法案發表

一一 極東委員會ひらく

一三 内閣改造、内務兼選

輪相三土忠造氏、農林相副島千八氏、文相安倍能成氏

一八 新年講書始の儀

二二 歌會始の儀▲航空機工場、陸海軍工廠約四〇〇賠償用として接收命令

二三 極東軍事裁判所設置宣言、同條令發表

二六 比島より小麦粉一千万トン、食糧輸入始る

二九 宮内省圖書寮公開

三一 ▲英軍、日本進駐決定を發表

二月

二 ▲紀元節に國旗掲揚許可▲日本行政の及ぶ範圍指令▲廣島市、原子爆彈被害約三十萬と發表

七 アメリカ教育使節に對して、事務局及日本教育家委員會設置

一一 紀元節中田薫氏等六氏に文化勳章授與

一七 預金拂出制限新圖發行

一九 天皇陛下、川崎、鶴見、横濱に行幸

二〇 金融緊急措置令、日本銀行券預入令公布天皇陛下、横須賀、久里濱、浦賀に行幸

二三 山下大將死刑執行

▲本年度、輸出計畫報告提出指令

二八 天皇陛下、東京都下の民情御視察

三月

一 日本美術展覽會開く

▲天皇陛下、都下御巡幸

二 舊 圓使用本日限り

三 財産調査申告物品稅特別行爲稅改正公布物資統制令公布

五 憲法改正案要綱發表

八 アメリカ教育使節團、日本側と初會合

九 所得稅改正公布

一四 櫻島噴煙、鳴動をつぐ

一九 みかへり物資として生糸初輸出、横濱港五號岸壁にて歡送會

二五 天皇陛下、群馬縣行幸

二八 天皇陛下、埼玉縣へ行幸

三一 ▲バターソン米陸軍長官、ラジオで目下、日本占領の米軍兵力約二十萬と發表



四月

- 一 預金封鎖強化 全国有権者数三六一五、五二二八八(五月三十一日現在)と発表
- 二 聯合會 國對日理事會、第一回會合開く
- 三 ▲アメリカ教育使節團 報告書発表
- 四 第三十二回衆議院議員總選舉施行
- 五 梨本宮釋放
- 六 ラジオ體操が新らしくなる
- 七 本年度學士院賞受賞者発表
- 八 憲法改正案正文内閣より発表
- 九 幣原内閣總辭職
- 一〇 人口調査

五月

- 一 第十七回メーデー
- 二 極東軍事裁判開始
- 三 端午の節句
- 四 教職員追放令公布
- 五 伊國王エマヌエル三世王位を退き、エチプトへ亡命す
- 六 教職員資格審査會初めて千葉縣にて開かる
- 七 第九十議會召集
- 八 組閣の大命、吉田茂氏に降る
- 九 食糧メーデー
- 一〇 ▲暴民デモを許さずと聲明発表
- 一一 ▲公共事業に六十億圓の豫算を計上するやう指

令

- 一 吉田内閣成立
- 二 ▲皇族の特權廢止指
- 三 天皇陛下、御放送
- 四 天皇陛下、マ元帥御訪問

六月

- 一 明治神宮再建成り、奉幣の儀執行 捕鯨解禁
- 二 春蘭初出荷(静岡縣濱津町)
- 三 極東軍事裁判に於てキナン検査の劈頭陳述あり
- 四 ▲京濱地區の洋風家屋取上げにつき通告
- 五 聯合軍の指令違反は日本裁判に於て嚴罰
- 六 天皇陛下、静岡へ行幸 ▲京都御所外苑開放許可

指令

- 一 八 天皇陛下、静岡縣御巡幸第二日
- 二〇 第九十回議會開院式
- 二一 ▲憲法改正審議を十分にするやう指令
- 二七 戦犯者として裁判中の松岡洋右、病氣療養中死去す

七月

- 一 ビキニ環礁で原子爆弾空中爆破實驗 憲法改正案委員會に移る
- 二 ▲閏七四五〇トン(米換算三一六〇〇〇石)の小麥粉放 出許可
- 三 ▲アメリカ獨立記念日、フィリピン共和國獨立
- 四 地方民衆の文化機關「公民館」の構想運営につ

- 一 文部省通 牒
- 二 國號を「日本」と呼ぶ旨、金融國務相議會で答辯
- 三 早慶水上競技會 七夕
- 四 増税案要綱發表 國民學校でローマ字を學ぶと文相議會で答辯 ▲砂糖代用品ズルチン増産許可
- 五 ▲アメリカの教科書展覽會(一ツ橋教育會館にて)
- 六 ▲七月中旬分として小麥粉 締詰など六七五四八トン(米換算四〇八一〇〇石)放出許可
- 七 魂迎
- 八 全國青年團協議會、長野縣で開催
- 九 お遊さん 餅持を待つ、服も改まる
- 一〇 ▲七月下旬用として小麥、玉蜀黍など五九七〇

〇トン(米換算三九四〇〇〇石)放出許可

- 一 ビキニ環礁で原子爆弾水中爆破實驗 郵便料値上 本年度歳出豫算五六〇八八〇〇萬圓議會へ提出
- 二 ▲ドイツ戦犯者廿二名に死刑の求刑 太陽面に黒點の活動あらはる
- 三 早場米の刈入始まる(高知縣高須村) ▲ソ聯海軍記念日
- 四 廿一ヶ國講和會議パリに開催 ▲地理教授再開許可
- 五 颱風、九州に上陸、廣島を通過して日本海へ 擴げられた漁場から第一船大國丸三崎へ歸る、鮪・さめ等一萬二千貫をのせて
- 六 一〇 パリ講和會議條約草

八月

- 一 B29編隊都市訪問飛行
- 二 米航空記念日 全國一斉開市 肅正
- 三 米收穫豫想五千五百萬石と朝日新聞社發表
- 四 衆議院滿場一致「文教に關する決議案」可決 對日賠償會議開催 招請狀發送
- 五 ▲南水洋捕鯨許可
- 六 ▲全統制會社の解散命令出る
- 七 第十七回都市對抗野球優勝戰、後樂園球場にて(優勝岐阜)
- 八 教育刷新委員會設置

案發表

- 一 金融緊急措置令施行規則一部改正(軍需補償打切) 水上競技大會選手權決定(實業ブル)
- 二 經濟安定本部開 廳
- 三 吉田首相「再建日本出發の日」放送 ▲マ元帥「勝利と感謝の日」として全軍に放送
- 四 全國中等野球大會、西宮球場に催さる
- 五 (▲印はマ司令部指令)



〔上 圖〕……自動車内に於ける兩陛下  
 〔下左圖〕……勉學にいそしむ皇太子殿下  
 〔下右圖〕……晴れたある日の三内親王殿下



# 皇室

## 天皇陛下

裕仁 迪宮 明治三四・四・二九御誕生、大正天皇第一皇子、大正三・一・三立太子禮、同八・五・七成年式、同二〇・三・三御外遊、同年九・三御歸朝、同年一・二・二五攝政、同三・一・二六御成婚、同五・一・二・二五御踐祚、昭和と改元、昭和元年一・二・二八朝見の儀、同三年一・一・一〇即位、同月一四、一五大嘗祭

## 皇后陛下

良子 明治三六・三・六御誕生、故久邇宮邦彦王第一女子、大正一・一・九・二八御納采、同三・一・二六御結婚式、皇太子妃宣下、昭和元年一・二・二五皇后宣下

## 皇太后陛下

節子 明治一七・六・二五御誕生、故公爵九條道孝第四女子、同三・三・五・一〇御結婚式、皇太子妃宣下、大正元年七・三〇皇后宣下、昭和元年一・二・二五皇太后とならせらる。

## 皇太子殿下

男子、學習院中等科一學年御在學

明仁 繼宮 昭和八年一・二・二三御誕生、今上天皇第一皇子

### 正仁親王

### 利子内親王

### 厚子内親王

### 貴子内親王

義宮 第二皇子、昭和一〇・一・二八御誕生、學習院初等科五學年御在學  
 孝宮 第三皇女子、昭和四・九・三〇御誕生  
 順宮 第四皇女子、昭和六・三・七御誕生  
 清宮 第五皇女子、昭和四・一四・三・二御誕生

### 秩父宮

### 高松宮

### 三笠宮

雍仁親王 御誕生明治三五・六・二  
 妃勢津子 同 明治四二・九・九  
 宣仁親王 御誕生明治三八・一・三  
 妃喜久子 同明治四四・一・二・二六  
 崇仁親王 御誕生大正四・一・二・二  
 妃百合子 同 大正一・二・六・四  
 壽子内親王 同 昭和一九・四・二六

(11)

終戦ノ詔書

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現狀トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル閣臣民ニ告グ  
朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ  
抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ備ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ奉々播カサル所業ニ米英二國ニ  
宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ  
朕カ志ニアラス然ルニ交戰已ニ四歳ヲ闋シ朕カ陸海將兵ノ勇戰朕カ百億有司ノ勵精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善  
ヲ盡セルニ拘ラス職局必スシモ好轉セス世界ノ大勢亦我ニ利アラズ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ類ニ無  
辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尙交戰ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招來スルノミ  
ナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ德兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是  
レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職  
域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚  
生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス閣臣民ノ衷情モ朕亦  
ク之ヲ知ル然レドモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開カムト欲ス  
朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル閣臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所激ニ事端  
ヲ激クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ亂リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク擧國一致  
子孫相傳ヘ難ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ將 來ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏ク  
シ誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御 名 御 璽  
昭和二十年八月十四日

各國務大臣副署

國運振興ノ詔書

茲ニ新年ヲ迎フ 願ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ 曰ク

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ億マサラシメンコトヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 報旨 公明正大 又何ヲカ加ヘン 朕ハ茲ニ誓フ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス 須ラク此ノ御誓旨ニ則リ 舊來ノ陋習ヲ去リ 民意ヲ暢達シ 官民舉ケテ平和主義ニ徹シ 教養豐カニ文化ヲ築キ 以テ民生ノ向上ヲ圖リ 新日本ヲ建設スヘシ
- 大小都市ノ蒙リタル災禍 罹災者ノ艱苦 産業ノ停頓 食糧ノ不足 失業者増加ノ趨勢等ハ眞ニ心ヲ痛マシムルモノアリ 然リト雖モ 我國民カ現在ノ試練ニ直面シ 且微細徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク 克ク其ノ結束ヲ全ウセハ 獨リ我國ノミナラス全人類ノ爲ニ 輝カシキ前途ノ展開セラルルコトヲ疑ハス
- 夫レ家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル 今ヤ實ニ此ノ心ヲ擴充シ 人類愛ノ完成ニ向ヒ 獻身ノ努力ヲ效スヘキノ秋ナリ
- 惟フニ長キニ亘レル戰爭ノ敗北ニ終リタル結果 我國民ハ動モスレバ焦燥ニ流レ 失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ 詭激ノ風漸ク長シテ道義ノ念頗ル衰ヘ 爲ニ思想混亂ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘス
- 然レトモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ 常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス 朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ 終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結ハレ 單ナル神話ト傳説トニ依リテ生セルモノニ非ス 天皇ヲ以テ現御神ト

シ且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ  
 延テ世界ヲ支配スヘキ運命ヲ有ストノ榮光ナル觀念ニ基  
 タモノモモ非ス  
 朕ノ政府ハ國民ノ試練ト苦難トヲ緩和センカ爲  
 アラユル施策ト經營トニ萬全ノ方途ヲ講スヘシ  
 同時ニ朕ハ我國民カ時艱ニ際起シ  
 當面ノ困苦克服ノ爲ニ  
 又産業及文運振興ノ爲ニ勇往センコトヲ希念ス  
 我  
 國民カ其ノ公民生活ニ於テ團結シ  
 相倚リ相扶ケ  
 寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ  
 能ク我至高ノ傳統  
 ニ恥チサル眞價ヲ發揮スルニ至ラン  
 斯ノ如キハ實ニ我國民カ人類ノ福社ト向上トノ爲  
 絶大ナル貢獻ヲ爲ス所  
 以ナルヲ疑ハサルナリ  
 一年ノ計ハ年頭ニ在リ  
 朕ハ朕ノ信賴スル國民カ  
 朕ト其ノ心ヲ一ニシテ  
 自ラ奮ヒ自ラ勵マシ  
 以テ此ノ大業  
 ヲ成就センコトヲ庶幾フ

御 名 御 璽

昭和二十一年一月一日

内閣總理大臣  
 各 國 務 大 臣

終 戦 前 後

太平洋戦争における日本の進攻は、  
 ガダルカナル島を時として戦機は一轉  
 し、立直る機會は永久に來なかつた。  
 ガ島中心の壯烈なる海空陸攻防戦は、  
 十八年十一月十二日、三日、四日と三  
 日間にわたつて展開されたが、日本軍  
 は戦艦二、巡洋艦八、驅逐艦十二、人  
 員約二萬五千名を失ひ、こゝに補給路  
 は全く閉ざされ、ガ島の運命は定まつた  
 のである。

(15) — 終戦前後

この頃、北アフリカの一角ではル  
 ズベルト、チャーチル、蒋介石等の會  
 談が十一月二十二日から二十三日にわ  
 たつて行はれ、日本に對する將來の軍  
 事行動の協定をとりきめ、それがカイ  
 宣言として廿七日に聲明された。



この宣言の要點は  
 一、一九一四年第一次世界大戦以後に  
 於て、日本が奪取占領した太平洋  
 の一切の島嶼を取上げる  
 二、滿洲、臺灣、澎湖島を中華民國に  
 返す  
 三、日本は暴力と貪慾によつて獲たす  
 べての他の領土から驅逐される  
 四、朝鮮はやがて自由となり獨立する  
 五、日本が無條件で降伏するまで戦を  
 つゞける  
 といふのである。

カイロ宣言の發表された當時、日本  
 の人々の大部分は、この宣言を一笑に  
 附したことであらう。  
 ところが戦況は刻々と不利の様相を  
 示し、十九年七月八日、日本最後の生  
 命線サイパン島は、遂に米軍の手に陥  
 ちた。米國側の發表によると、

「サイパン島は嚴重に要塞化され、二萬以上の精銳部隊が、如何なる犠牲を拂つても守り通さうとしてゐた誠に、互に決死的なそして時間のかかつた戦闘であつた。

米軍が凡そ一萬五千の死傷者及び行方不明者を出したのに対して、日本軍は死者だけでも一萬九千七百九十名、飛行機九百、船舶五十隻を失ふといふ損害を蒙つたと報告してゐる。

米軍は東京へ二千四百軒、マニラへ二千六百軒、上海へ三千軒の地點に廣大な航空基地を築いたわけである。

日本國內大都市の學童の集團疎開が計畫されたのは、この戦局によつたものである。

一方、米潜水艦の活動は、漸くその威を加へ、日本軍の各島々に對する補給路は、非常な脅威にさらされることになつた。

「一九四二年一月一日以來撃沈した日本商船七七〇隻の中、潜水艦によるもの五七〇隻である」と報告してゐる。

實にサイパンを失つたことは、太平洋上にある各部隊を孤立させてしまつた。かつ、米軍飛行基地は益々本土に接近、B29による本土空襲は、いよいよ本格化しようとして來た。

マリアナ・東京間のB29航空路上に小さな島硫黄島がある。

硫黄島には飛行場三ヶ所と、B29に對する防衛手段として電波探知器をそなへ、千二百軒を配つた東京に情報を速報してゐたが、十九年の二月中旬から連続六十六日間の爆撃の後、二月十九日、米海兵隊は同島に強行陸上を開始した。

そして二十六日間、米海兵隊史上空前の最も激しい戦闘を續けたのである。

土陸海兵隊は、僅か數日で飛行場一ヶ所と、島の三分の一を占領した。三月一日には、硫黄島の飛行場三ヶ所とも占領され、島の重要地點本山村は米軍の手に陥つた。

この激戦に於て、米海兵隊の戦死四一八九、戦傷一五三〇八、行方不明四四一で、これは中部太平洋で蒙つた最大なものであると發表された。

以後、B29はこゝを不時着地點として、修理、給油をすることが出來たわけだ、三月十日B29による東京の猛烈な焼夷弾攻撃を初として、終戦に至るまでぶつ通しの空襲は、日本の工場、都市の大部分を、灰燼に歸したのである。

硫黄島の悲壯な終りを告げた直後、三月十八日來、ニミッツの有力な第五艦隊は、九州、四國近くを遊弋し、九州、四國、阪神地区のわが基地を空襲又、二十三日來西南諸島を連襲し、一部は沖繩本島に砲撃を加へ、二十五日一部は慶良間列島に上陸、主力は四月一日沖繩本島に上陸を開始した。

本島周辺に集結した米艦隊は、千四百隻に上り、太平洋最大な水陸兩用作戦であつた。

沖繩作戦は、三月から六月まで續いた長い作戦であつたが、八十三日間の戦闘の後、米軍の勝利に終つた。

ニミッツ提督の報告によると、六月二十日迄に日本軍は戦死九〇四〇一、捕虜四〇〇〇以上、米軍の損害は戦死及び行方不明六九九〇、戦傷二九五九八である。

かくて日本軍は、南方との連絡を完全に遮断された。硫黄島を失ひ、沖繩

を奪はれて丸裸となつて、いよいよ米軍の本土上陸を待つことになつた。

マリアナ基地のB29は、十九年十一月始めて帝都に姿を現し、ついで五日七日といづれも少数機をもつて來襲したが、三回とも投弾は行はなかつた。

帝都に對する初の爆撃は、十一月廿四日正午頃七十機をもつて實施され、これをきつかけとして、帝都爆撃は次第に頻繁になつてきたが、十二月十八日には名古屋を襲ひ、更に阪神地区にまで擴がつた。

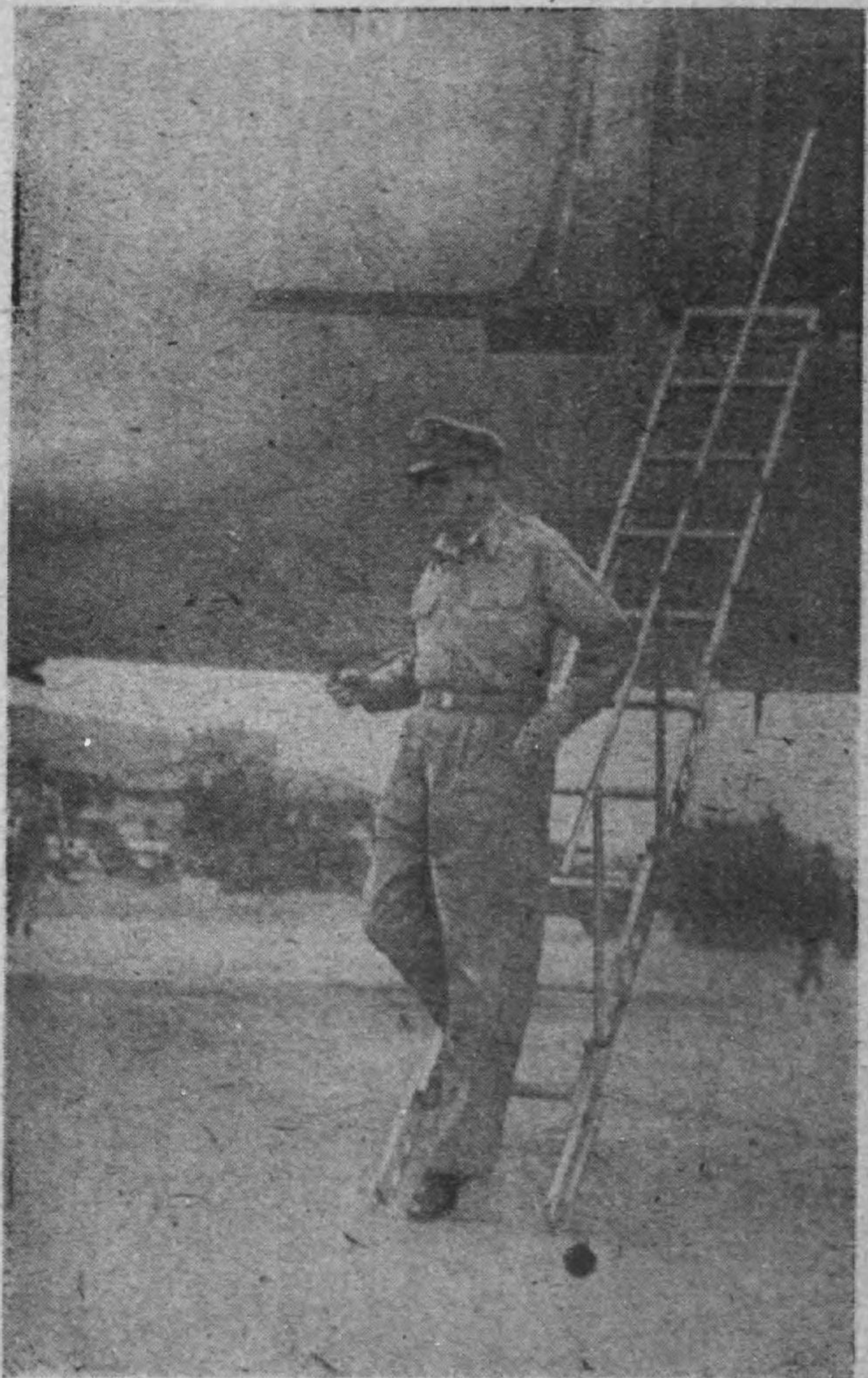
硫黄島作戦を開始した二月十六、七日には、機動部隊の艦上機一千餘をもつて關東、靜岡に波狀攻撃を試み、廿五日にはB29百三十機は、艦上機と共に帝都を爆撃し、ついで三月四日、十日と、帝都市街地に焼夷弾攻撃を加へ特に十日は、江東方面に甚大な損害を

生じた。

この後B29は名古屋、大阪、神戸などの市街地を焼燬し、四月に入ると共に、硫黄島基地のP51を伴ひ、戦機連合にて來襲、四月十三日の帝都爆撃では宮城、大宮御所、赤坂離宮の各一部をはじめ明治神宮も炎上、十五日には京濱西南にも被害があつた。

四月中旬以來、沖繩作戦に應じて戦略爆撃を主とした米空軍は、再び大都市攻撃を開始し、五月十四日にB29四百機を以て名古屋爆撃、五月二十四、五兩日の帝都攻撃では宮城内表御殿、大宮御所はじめ都内全區にわたり甚大な損害を生じ、廿九日B29五百機、P51百機は横濱を攻撃、これまた相當の損害を見た。

この頃まで、大都市を目的として來る米空軍は、六月十九日夜の豊橋、靜岡、福岡攻撃より、地方中小都市攻撃にうつり、吳、熊本、門司、下關、延



【われらのマックアーサー元帥、將に日本本土に第一歩を印せんとす】

同、宇部、姫路、高松、徳島、高知、甲府、千葉、清水、明石、海南、和歌山、堺、岐阜、四日市、仙臺などは何れも、七月十日にかけてかなりの損害を生じた。

七月十日、米機動部隊は關東海面に出現、艦上機千二百を以て關東各地を攻撃したのをはじめ、十四日は東北、北海道南部に襲撃、一部艦艇は釜石を砲撃した。翌十五日は室蘭を砲撃し、以後近海を遊弋しつつ、連日の如く本土に攻撃を加へた。

この間にも、B29の中小都市攻撃はますます激しく、八月一日には總數六百機を以て水戸、八王子、立川、長岡、富山、鶴見、川崎等を攻撃した。かくて廣島、長崎に原子爆弾の投下となり、終戦への一つの足どりを作ることになった。

八月六日朝、廣島市に飛來したB29は、落下傘のついた爆弾を投下した。地上五、六百米で猛烈な閃光と共に炸裂、大爆音と高熱と爆風とは、一瞬間に廣島市を壊滅させた。

全戸數七萬五千の九割が倒壊、その八割が焼失し、人口廿五萬のうち死傷者廿萬、その三日後の死者三萬名が二週間後には六萬になった。

二日置いて九日には、長崎市がこれに見舞はれた。工場地區浦上を中心として、二キロ平方は焼土と化し、死者一萬三千、傷者四千、行方不明一萬の犠牲者を出した。

この時、他の一つの宣言爆弾は、ソ聯から投ぜられた。戦況は日に増し不利、日本政府は和平の斡旋方をソ聯に依頼したが、その回答が、この宣戦と軍行動であつた。

宣戦の要旨は、

- 一、ドイツ敗北降伏の後に、残る日本は唯一の戦争繼續者である
  - 二、無條件降伏を要求した七月二十六日のポツダム宣言は、日本の拒否するところとなつた
  - 三、従つてソ聯に宛てられた日本政府の提案は、一切の基礎を失つた
  - 四、ソ聯はこの戦争を一日も早く止めて、平和をとり戻すために聯合國の宣言に参加する
  - 五、故に八月九日から戦争状態に入るといふのである
- かくてソ聯軍は、直ちにソ満國境を越えて滿洲に侵入して来た。

ポツダム宣言とは、ドイツのベルリン郊外ポツダムで、對日戦争について米大統領、英總理大臣、中華主席の協議の結果を、二十年七月廿六日宣言し

たもので、後にソ聯が之に参加したものである。その要點は

- 一、日本が抵抗を中止するまで戦争をつづける
- 二、日本が降伏しないならドイツ以上にやつつける
- 三、今日日本は思案を決定すべきときである
- 四、降伏の條件は、次の通りである

- ① 日本を侵略的な軍國主義に導いた権力や勢力を取去る
- ② 戦争をやる力を碎き、新しい秩序が建設されるまで、日本國內の諸地點を占領する
- ③ カイロ宣言を實行する。従つて日本國の主權は本州、北海道、九州、四國と、許した諸小島に限られる

- ④ 日本國軍隊は完全に武装を解除せられ、各家庭に歸つて平和的かつ産業的生活を営む機會を與

- ⑤ 俘虜を虐待したものを含む一切の戦争犯罪人を嚴重に處罰する
- ⑥ 民主主義的傾向を強化するに邪魔になることは一切取除く、即ち言論、宗教、思想の自由、基本的人權を尊重する
- ⑦ 國の經濟を維持するに必要な産業及び、將來世界貿易關係へ參加することを許される
- ⑧ 前の諸目的が達成され、かつ日本國民の自由な心に從ひ、平和的な責任ある政府が確立されれば、占領軍は撤收される

といふのである。

原子爆弾使用に引つゞき、ソ聯の對日宣戰、帝國は眞に重大な危局に立至つた。そこで八月九日午前開かれた最高戦争指導會議と、同日午後二回に亘

つて開かれた臨時閣議に於て、政府は慎重なる検討を行つた。

そして十日、英米ソ支四ヶ國に對して、一定の諒解のもとにポツダム宣言を受入れる旨の通告を發した。

- 一、天皇陛下及び帝國政府は、ポツダム宣言の諸條件がすむまで、聯合國最高司令官の下に置かれる
- 一、帝國は軍事行動の停止を發令する
- 一、帝國は聯合國の俘虜及び抑留者を安全地點へ送り届ける
- 一、帝國政府の政體は、日本國民の意思にまかせる
- 一、聯合國の兵士はポ宣言の諸目的が達せられるまで、日本國內に止る

かくて我が方の通告文と、この四ヶ國政府の回答文をめぐつて、眞摯な論議のピロイドのテーブル掛があり、その上に黒と茶褐色の降伏書類がのつてゐる。放送演説の原稿を朗讀するマツクアーサー元帥の兩手は、感激のためか眼にもとまるほどふるへてゐる。

議が重ねられ、結局、歴史的な十四日の御前會議において、泰き聖斷を拜して、四ヶ國の回答文を受諾することに一決、ここに大詔は嚴かに漢發されたのである。

かくて一億國民は、十五日正午畏き玉音放送を拜したのである。

かくて終戦と同時に、新生日本は起上り、鈴木内閣は十五日午後總辭職を執行、後繼内閣組織の本命は東久通宮殿下に降下、新内閣は早くも十七日には誕生した。

(21) 終戦前後

政府は戦争終結後における聯合國側との初の折衝を行ふため、代表者の一行を八月十九日マニラへ派遣し、降伏文書調印、聯合軍の本土進駐その他

の打合せを行つた。

その結果、米空輸先遣部隊は二十八日厚木飛行場に進駐、翌三十日にはマニラに報じてゐる。

この日の調印式の模様を、UP通信特派員ティートソンス氏は、次のやうに報じてゐる。

「……中央テーブルは長さ八尺、白と

かくて降伏文書調印式は、颯風のため豫定より二日遅れ、九月二日午前九時より東京海上米艦ミズリー號上で行はれた。ここに帝國は敗戦國として重き荷を擔ひつゝ、世界の注視のうちに新生第一歩を踏出すこととなつた。

この日、天皇陛下におかせられては、畏くも詔書を漢發あらせられ、敵對行為を直ちに中止し、武器を措き、降伏文書は一切の條項、並に帝國政府および大本營の發する一般命令を、誠實に履行せんことを臣民に命ぜられた。

三分の後、元帥は條文に署名するやう日本代表をさしませた。まづ重光外相はシルクハットのまま前進してテーブルの椅子に腰をかけ、シルクハットをテーブルの上に置いた後、机上のペンに手を觸れず、自分の萬年筆をもつて署名を了した。時に午前九時三分、次いで梅津參謀總長が入れ替つて、これも愛用のペンで署名した。

日本代表の署名が終ると、サザイランド參謀長は條文書を一旦閉ぢ、マツクアーサー元帥の背後に控へる聯合國代表の署名を求め、再び條文書を開き、これより降伏文書署名式が行はれる旨左の如く放送した。

「聯合國司令官は日本と交戦關係に

ありし諸國を代表し、今より署名を行ふ

ついでマックアーサー元帥が、「ウエーノライト將軍、パーシバル將軍は前へ進み出て余が署名する

あひだ余と同行されるよう」と述べれば、ウ將軍はマ元帥の背後右寄りにバ將軍は左寄りに立ち上つた。

マックアーサー元帥は降伏文書に署名するため、五本の萬年筆を使用した。それはウエーノライト將軍、パーシバル將軍、米國政府、ウエストポイント士官學校にそれぞれ一本づつ贈り、最後の一本を自分の記念として残すためである。マ元帥の署名が終つた。

その時「米國代表者署名」と聲がかかり米國代表ニミッツ提督は起つて署名、續いて中國、英國、ソ聯、瀛洲、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランドの順で各々署名を終つた……



〔米艦ミズリー號上にて戦争終結の事實は確認されんとする〕

# 政治

ポツダム宣言にしたがつて、この戦争を終る……涙の中に呆然としながらも「一體、國はどうなる。國體はどうなる」とは、國民の誰もが第一に胸に浮べた大きな問題であつたことであらう。

さてこゝでは、終戦後日本の政治の歩みを眺め、終りに憲法と總選挙について研究して見たいと思ふ。

## 終戦前後の内閣

【鈴木内閣】—小磯内閣のあとをうけて鈴木内閣の成立したのは昭和二十年四月、これが此戦の最後の内閣である。鈴木内閣は御前に於て、あくまで決戦を主張したといはれる。

(23) 一政 治  
しかし終戦の大詔を拜し、鈴木首相は輔弼の任をつくし得ず、聖断を仰ぐに至つたことを恐懼し、八月十五日全閣員の辭表を捧呈した。

【東久通宮内閣】—鈴木内閣總辭職による後繼内閣組織の本命は、十六日東久通宮 裕彦王殿下に降下、翌十七日親任式をとり行はせられた。

明治十八年内閣制度が設けられて、伊藤博文が初代總理大臣になつてからこの方、鈴木内閣まで四十一代になるけれど、宮殿下に大命が降下されたといふことは、未だかつてなかつたことである。

かくて最も懸念された陸海軍の復員、聯合軍の進駐も故障なく進行、人心の混亂もさしたることなく、次第に平靜に歸つて行つた。それから、次々といふ／＼の指令が政府につたへられたが、十月四日、政治犯人の即時釋放、思想警察その他一切の類似機關の廢止、内務大臣および警察首腦部その他全國の思想警察および弾壓活動に關係ある官吏の罷免など重大な指令に接した。

この指令は、東久通宮内閣の運轉上、一大障礙となり、首相宮殿下には翌十月五日、全閣員の辭表を捧呈されることになつた。

【幣原内閣】—聯合國側との連絡不十分、施策の速度のおそいといつたことなどが、前内閣瓦解の一つの原因であるといつた點などから、外交方面に關係のある幣





〔吉田現首相〕 〔幣原元首相〕 〔東久通宮元首相〕 〔鈴木元首相〕

原喜重郎氏に對して、十月六日組閣の大命が降下したのである。

幣原首相が就任後、挨拶かた／＼マ元師を訪問(十月十二日)した際、

一、ポツダム宣言の精神にそつて、憲法を改正すること

一、人權確保のため、大改革を行ふべきこと

一、嚴冬對策を急いでやること

などについて要求があつた。

政府はマ元師からの指令をうけて、十一月二十三日第八十九臨時議會を招集、選舉法改正その他を決定、もちろん憲法問題も盛んに論議されたが、これは次の議會に持越されることになつた。

年暮れて廿一年新春。一月四日總司令部から、戦犯者の官公職追放に關する重大指令が發せられた。

幣原内閣閣僚中には、これに該當するもの多く、こゝに總辭職か改造かの歧路にたつたのである。

しかし昭和廿一年一月十一日の閣議によつて改造を決定、閣僚のいれかへを行ひ、政務に邁進することになつた。

【吉田内閣】—幣原内閣の重大使命は、憲法改正と同時に改正選舉法による總選舉の施行といふことにある。

總選舉のことは項を改めるとして、とも角も選舉の結果は自由黨が第一黨で、政黨に地盤をもたない幣原内閣は、こゝで勇退するところが公明正大な道であつたが、それもせず、「幣原内閣追放」「倒閣國民大會」などの聲をきいて、遂に幣原内閣居すわり工作をすて、二十二日總辭職を決定したのである。

しかし、後繼内閣工作は遅々として進まず、「自由黨單獨内閣」「社會黨獨立内閣」「社會黨單獨内閣」……いろいろの幕があいては降り、降りては上がりして、およそ一ヶ月もたつた二月十六日、漸く保守陣營を基盤として、自由黨總務會長を受入れた吉田外相に大命が降下されることになつた。

その後現在に至つてゐる。

### 憲法の改正

憲法は國體のあり方、國民のあり方、政治のあり方を定める國の最高の法規である。

### (25) 一 憲法の改正

平和な文化日本再建につとめる日本國民が、國體についてどう考へてゐるか、政治の運営についてどんな形を好むか、個人々々の生活に何を望むかなどについては、最高司令部の要求や指令をまつまでもなく、日本として一日も早く聯合國に答へ、世界に對して表明しなければならぬことである。

マ元師から日本政府に對して、憲法の民主化を指令して來てから、學者、批評家、政黨の人などの間で、盛んに憲法問題が論議され始めた。

それも總選舉が近づくとともに、各政黨が憲法問題つまり天皇制に對する態度をあきらかにして、國民に呼びかけたことはいふまでもない。

政府では廿一年六月六日に、憲法改正草案要綱を發表して、そのあらましを國民に示し、十六日に成文が出来て諸手續の後十七日、前文と本條十一章百條からなる改正草案全文が内閣から發表された。國民が最も氣にかかつてゐた天皇制について

第一條に天皇は日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であつて、この地位は日本國民の至高の總意に基き示された。

第二條に 皇位は世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承すると皇統のあり方も定められた。

第九條の 國の主權の發動たる戦争

と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを拋棄する

陸海空軍その他の保持は許されない

國の交戦權は認められぬ

この條は、つまり戦争は永久に、又絶對にしないといふことをのべてゐる。

どこの國の憲法にも例のない事ながら、やがて國際國家として起つやうになつて、世界人類の平和幸福にさきける謝罪をこめた、しかもほこらしい信義日本の心からなる贈物である。なほ改正案の主たる點は

天皇の權限を縮小してその行ふ國務の項目を明かにしたこと

國民の權利義務を細かに示したこと

内閣の責任及進退を明かにしたこと

司法に民意の参加が許されること

地方自治の權限をひろめたこと

など、これまで國民が豫想してゐた以上、民主的なものである。





赤ちゃんおんぶの投票場風景

この改正選挙法による総選挙の施行は、憲法改正問題と同様、この内閣の重大使命である。二月頃といひ、それが又三月とのび、いよいよ最高司令部の許可があつて決定した選挙期日は四月十日であつた。昨年、其議事が解散されてから百数十日、ずいぶん未の間であつた。

戦冬期に暖かつた今年の春は花を少々早めて、櫻はらんまん村と野と山を飾つた。赤ちゃんをおんぶして一票を投ずる母親の姿を、どこの投票場にも数多く見ることが出来た。民主日本の傳統の種子は、かくして母親からその幼児の体内に、ひもとかれ育てられることであらう。この日こそ平和國家再建への、眞の民衆的門出の一日であつた。官公衛、學校、各會社はこの日を休日とした。さて選挙期日の決定以來、候補者はそれ／＼自分の政見、自分の屬する黨の政策などを發表して選挙者に呼びかけた。立候補者数は全國で約二千七百七十名にも達し、黨派の数は三百六十を數へるといふ。まことに大へんなものであつた。

右の表に見られる通り、自由黨が第一黨となり、これに次ぐ進歩、社會兩黨は殆ど同じ得票である。この選挙の實相をいろ／＼の角度からながめて見て、次のやうなことが考へられる。  
一、初めての女子参政における婦人有権者の棄権が、豫想より少なかったこと  
一、婦人の當選者が豫想より多かつたこと  
一、社會黨が非常な好成績をあげたこと  
一、その数は極めて少いものではないが、ともかく共產黨が五の議席を占めたこと  
一、教育關係者が相當進出したこと  
以上のやうなことが考へられる。

\* \* \*

總選舉

前に幣原内閣の項で述べたやうに、政府はマ元帥からの指令をうけて、廿一年十一月二十六日第八十九臨時議會を召集して、

女子参政權を附與すること  
選挙年齢を男女とも満二十歳に引下げること  
被選挙年齢を同じく満二十五歳以上とすること

大選挙区制を採用すること  
制限連記制を採用すること  
などを決定、更に

十一月一日現在の人口調査の結果に基づいて議員總數四百六十八人、人口十五萬五千五百人に一人の割合選挙區は東京、北海道、大阪、兵庫、新潟、福岡の七都道府縣が二區となり、他は一府縣一區制となるなど選挙區と議員數を決定した。

計	無所屬	諸派	共產黨	協同黨	社會黨	進歩黨	自由黨	黨派
四六四	八〇	三九	五	一四	九二	九三	一四一	當選者數 四月十四日現在
三九	九	一〇	一	〇	八	六	五	(内) 婦人當選者
四六五	三		六	四三	九七	一〇五	一四八	八月中旬頃 の情勢
二七七一	七六八	五七〇	一四三	九四	三三〇	三八〇	四八六	四月十日現在 立候補者數
五六四八、二〇三九	一一六八、七二六九	六二九、一〇六八	一七二、八八三五	二〇五、六〇六八	九七四、八一六〇	一〇五二、六六〇五	一四四四、四〇三四	黨派として の得票數
	二一	一一	三	四	一七	一八	二六	百分比

五政黨の黨首と天皇制

黨名	黨首	職務	主張
自由黨	吉田茂	總務會長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一、天皇制支持</li> <li>一、主權は國家に</li> <li>一、天皇は臣民の輔翼により、憲法の條文にもとづいて統治權を總らんする</li> <li>一、衆議院の機能を擴げて政治の中心機關とする</li> </ul>
進歩黨	幣原喜重郎	總裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>一、天皇制支持</li> <li>一、天皇の統治權總らん</li> <li>一、民主的議會中心政治</li> <li>一、樞密院、華族制度を廢止</li> </ul>
社會黨	片山哲	書記長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一、天皇制存置</li> <li>一、主權は國家に</li> <li>一、天皇の統治權を縮少する</li> <li>一、統治權の主要部分は議會に屬せしめる</li> <li>一、責任ある内閣を確立する</li> <li>一、樞密院は廢止</li> </ul>
共產黨	徳田球一	書記長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一、天皇制廢止</li> <li>一、主權は人民にあり人民共和政府をたてる</li> <li>一、民主議會により民主憲法を制定する</li> <li>一、民主的一院制による人民権利の確保</li> </ul>
協同黨	山本實彦	委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>一、天皇制支持</li> <li>一、民主的政治體制を確立する</li> <li>一、天皇の拒否權をみとめる</li> <li>一、貴族院、衆議院の二院制</li> </ul>

財政と經濟

(31) - 財政・經濟

物資統制配給と關とは、影が形にそふやうに必ずつきものである。もともと物資を統制しなければならぬといふことは、病氣が出たから薬を吞ませると同じことで、社會經濟が健康でないことである。

物資が少ないから統制する、統制すれば品物は出廻らなくなる。生きてゆかぬためには、何とかして食はなければならぬ。一日過ぎれば一日と物の値段は高くなる、早く手離しては損だ、次第に間値はのぼる。原因と結果と順ぐりに繰返して止まる處がなくなくなる。一方、疎開だ、火災だ、保険金、貯金引出、先づお金を持つておなければ萬一のときに、それが人情である以上、

みな現金を手元に置くやうになる。軍需關係の工場は収入が多い。次第にお金が懐にだぶついてくる。

物の價はどん／＼上る。それでは生活が出来ない。俸給手當を上げる、賃金は上る。それにつれて、物の値は又上る。互に追ひつ追はれつして、同じ方面へまっしぐらに走る。これをインフレーション略してインフレと呼ぶ。この病氣がある程度で喚止めてゆかなければ、國はたはれてしまふ。喚止める薬が即ち政治の力、つまり政府の財政又は經濟のやり方である。戦争中は、ともかく一生懸命だつた。どうやらある處で、互に喚止めやうとしてゐた。

終戦と共に、政治の力は極めて心細いものになつた。人々の道義心は地におちた感がある。

國はどうなるか、行先はわからない。おまけにお米の不作、物と金は手につくかぎりかき集める。本土決戦でなかつただけに幸か不幸か、それだけのゆとりがあつた。

ここで、すごい間がはじまつた。銃砲の戦は降伏といふ結果になつたが、インフレ決戦は、果してどんなことになるであらう。

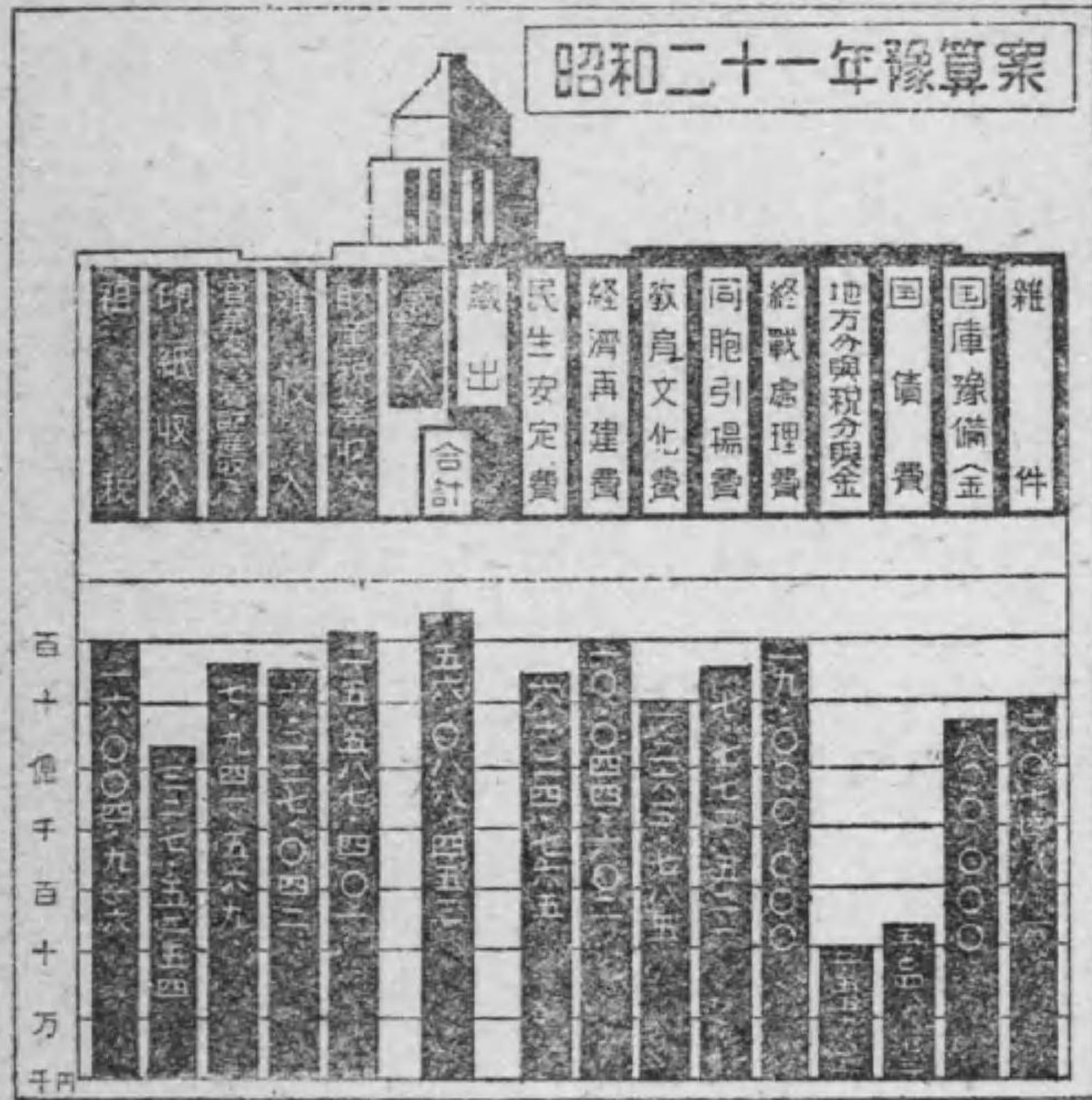
新圖

新日本が建つてゆくかどうかは、かつてこのインフレーションを喚止めるか否かにある。

- これには、二つの治療方法がある。
- 一、品物を十分に出すこと
  - 二、だぶついてゐるお金をすくなくすること



### 昭和二十一年豫算案



### 豫算

来るべき會計年度—毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る—に於ける國家の收入(歳入)と經費支出(歳出)との見積表を豫算といひ、國家の財政はすべて豫算にもとづいて行はれる。

政府は、昭和二十一年度歳出入豫算案を、第九十議會に提出した。總額五百六十億八千八百四十五萬三千圓、軍事費こそ必要がないが、民生安定、復興、救授などと莫大な國費を必要とする。これをまかなふのに、これまでの一般税金と、新しい財産税、官費からの收入によらうとする案である。

## 産業貿易

復員が完了すると、日本の人口は約八千萬、土地は狭くなつた。食糧は絶対不足、何としてもこれは外國から輸入を仰がなければならない。それには見返り物資が必要である。やがて講和條約が結ばれて、賠償額や賠償方法がきまるであらう。今までは産業工場の施設や機械を差出して、それにあてられるが、尙、これから何年かの間、いろいろの平和的な産業生産品を、見返りとしなければならぬ。

それより以上に重大なことは、私どもの生活をおびやかす、延いては國の存亡にも關する開市を、實際に征服しなくてはならないが、それには規則や處罰、金融上のやりくりも勿論必要であるけれども、もつと根本的なことは生産力の復興による物資の出まはりを盛んにすることである。これさへうまく行けば生活は安定する。平和日本建設の重大な要素の一角は産業の急速な復興と、外國貿易の回復にある。

唯今問題になつてゐる失業者約六百萬といはれてゐる人員も、生産回復の方面へ差向けることが出来れば、兩方とも都合がよくなるわけである。幸に聯合國側は、日本の産業回復に非常な好意と希望とをよせてゐる。終戦後一年、唯今の産業および貿易の有様はどんなであるか。先づ貿易については、一九四六年一月一日より五月二十五日までの輸出入統計(口繪色刷参照)について、諸君の研究をお願いしたい。尙われわれは、今後の日本の實情をよく考へて、狭い土地、多い人口、これをどうしたら安定した生活を樂しむことが出来るか、そして世界の文化に貢献することが出来るかといふ點にとめなければならぬ。

日本の輸出入貿易

終戦後の貿易は、どんな事情になつてゐるか、又これからどうなるか、政府では大體次のやうな計畫をたててゐる。

【輸入をしてもらいたい品】  
食糧、鹽、石油、棉花、石炭、燐礦石、コブラ、鐵礦石、非鐵金屬、砂糖、油脂、飼料  
などで、この金額二十四億圓、尙追加として  
黒鉛、マグネシヤ、クリンカー、雲母、カーボンブラツク、カゼイン、麻類、タンニン、うるし等

【見返品として輸出する品】  
生糸、絹織物、綿糸布、綿製品、絹、人絹織品、機械、金屬、化學藥品、木竹製品、雜貨、美術工藝品など

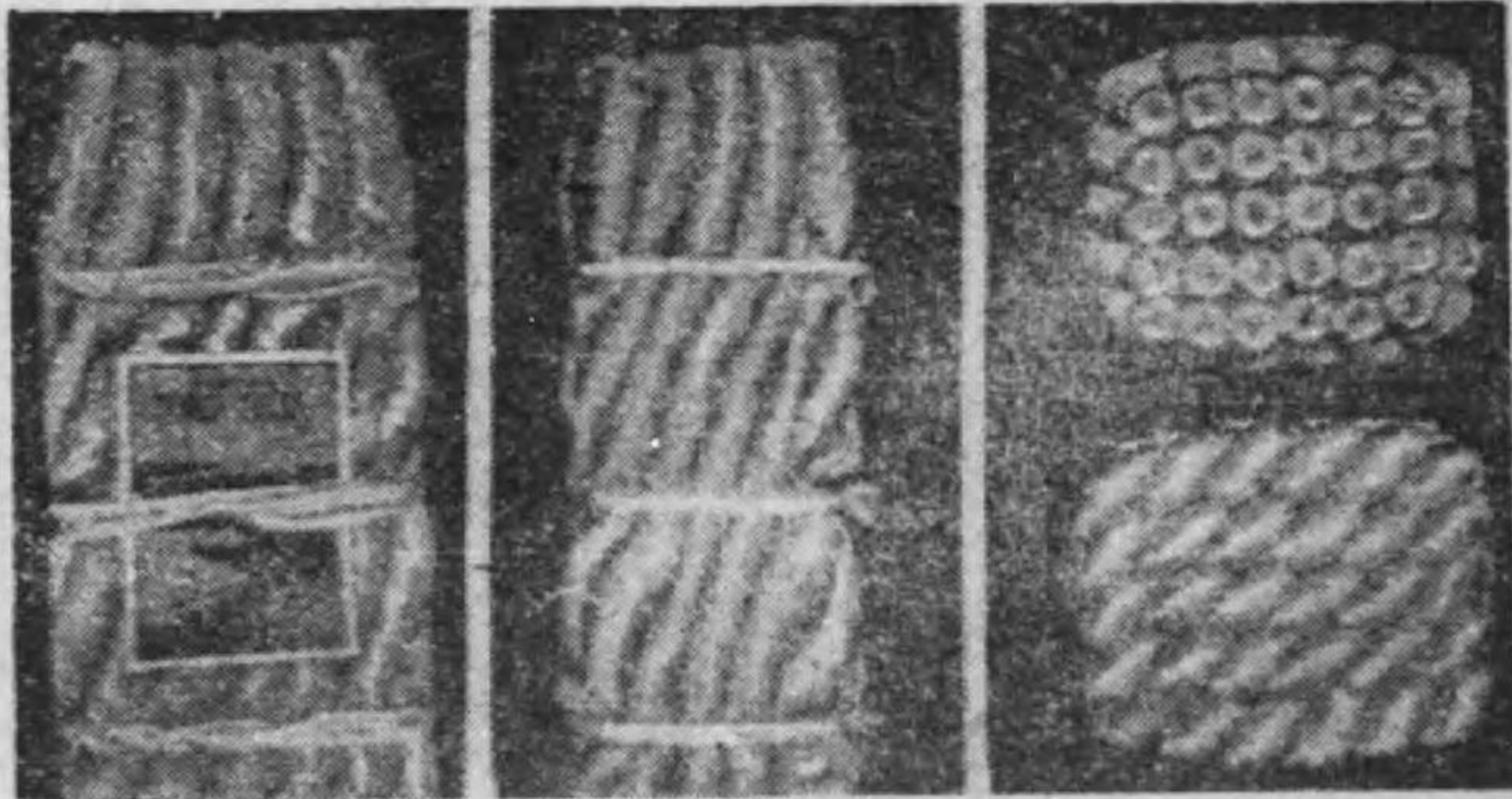
【終戦後から廿一年六月までの実績】  
そこで今までの輸出入は、どんなことになつてゐるかといふと、輸出品目別、輸入品目別、輸出入先と金額とに分けて表にすれば、

輸出品目	輸出先と金額
生糸・石炭	萬圓
鐵道車輛	朝鮮 二三五〇〇
ビツチ	中華 三五六〇
通信器・紙	ソ聯 三五
養種・種苗	米國 一九一〇〇
寒天・杭木	香港 三七四〇
枕木・火藥等	合計 四九九三五
輸入品目	輸入先と金額
小麦・小麦粉	萬圓
米・馬鈴薯	米國 三九九〇〇
玉蜀黍・雜詰	中華 五五〇〇
種子・鹽・石油	朝鮮 八八
棉花・鉄鐵	香港 六
合計	四五四九四

【廿一年七月から廿二年末までの輸出計畫】  
輸出品目については、次のやうな計畫がたつてゐる。

生糸、絹織物、綿、糸布、  
機械類 織機、自轉車、モーター、計器、扇風器、時計、醫藥器具  
非鐵金屬、紙、木、材、  
藥品、化學製品、酒、  
マツチ、紙製品、玩具、  
陶磁器、化粧品、運動具、  
寫眞器、樂器、工匠具、  
工藝品 漆器、ガラス、象牙、珊瑚、  
農水産物 茶、除虫菊、人参、薄荷、椎茸、魚、海藻類、  
以上、この金額五十五億圓

【日本の輸出入貿易は有望】  
總司令部經濟科學部輸出入課長リー・フレミング氏は、日本の貿易について次のやうに語られた。  
『日本は五、六、七の三ヶ月間に、一億圓以上の商品を輸出することに成功したが、これは二、三、四の三ヶ月間の輸出額にくらべると五割以上の増加である。  
更に今年下半期には、總額四億圓に上る輸出を計畫中である。敗戦後一年に満たない年月で、これ程の輸出計畫をたててゐる國は他にない。現在、日本の一番の取引先は米國であるが、將來もさうであらう。日本は中國以外の各國との貿易では、輸出超過になつてゐるが、中國だけに對しては、輸入超過となつてゐる。その品目は鹽である。  
特に濠洲とソ聯とは總司令部を通じて日本との間に取引を開始したが、



(写真は生糸一俵を表す)

濠洲は羊毛を見返り品として、日本から生糸、絹織物、雜貨を、ソ聯は日本から茶を輸入して、その代りに日本の工業に必要なコークスを輸出してゐる……  
【生糸年産廿七萬俵】  
見返り品の王座は、何といつても生糸である。養蠶業は戦争のために、すっかりすたれてゐたので、これを復興するために政府では、二二年―二六年の五ヶ年間に、桑園の面積を現在より約十萬町歩もひろげて、約廿七萬町歩にする。そして、年産廿七萬三千俵位までにする力こぶを入れてゐるが、それでも、戦争前の産額の約半分位のものである。  
生糸一俵は、小麦百石に換算されるから、廿二年度輸出豫定十三萬俵は、小麦千二百萬石の見返り品に當る。又輸出生糸一俵は、六千八百五十圓(四月十五日現在)と農林省で發表した。

日本の産業

工場の多くが戦災にかゝつてゐる。賠償のためにさし出す工場もある。資本金の關係で復舊が手間どれる。仕事は始めたいが資材がない。石炭の掘出量はかばかしくないから、動力に困る。それに一番大切な食糧が不足ときてゐる。無理な戦争の後の負け戦で、ない／＼づくしである。

しかし、いつまでそんなことを言つてゐても仕方がない。何かと工夫をして、さて現在、日本の産業はどんなことになつてゐるか。工産物、農産物、水産物の三つについて説明してみよう。

【工産物について】

次のページの表を見るがよい。この表の中で数字は、何迄とか何枚とか、生産量を表したものではない。割合を

示した数である。

鉄鋼を例にすると、終戦直後九月の生産量を一〇〇として、十一月は百分の八十二、五月には百分の百五十八といふことで、これを指数といふ。

なほ表中、基礎生産といふのは、物を生産するのに必要な物資の生産で、消費資材とは、實際出来上つてすぐ賣出す生産をいふのである。

そこで、この表をつく／＼見ると、一、基礎生産と消費生産との歩調がそろつてゐない。

二、特に織物類の生産が非常におくれてゐる。これは紡績工場の回復が非常に困難なことで、生糸、綿の原料が少いことが原因である。

三、全体の回復状態は三月頃が一つの峠となつて、五月には下り坂になるのではないかと、いふ心配が見える。四、殊に石炭の生産減が目立つてゐるが、交通にも生産にも亦、燃料と

しても必要な石炭がどうして回復しないか。それは戦争中、無理をして炭坑の手入れがしてない、人手が急に少くなつた、食糧事情などがある。

以上によつて、極めてあちましではあるが、終戦後日本の工業がどの程度のものであるかと、お分りのことと思ふ。そこで、前にも述べたやうに、賠償のためにさし出す工場はどうなつてゐるか。

日本が賠償として、聯合國側から出すやうに指令された工場は、今のところ次の通りである。

工作機械工場	九〇
軸承工場	三二
造船工場	二五
鐵鋼工場	二二
電力工場	二〇
硫酸工場	二四
ソーダ灰工場	一九
民間兵器工場	二七三

主要物資生産指数

	[十一月]	[一月]	[三月]	[五月]
鐵鋼	82	104	116	158
鐵材	150	238	406	351
銅	145	98	107	140
石油	85	114	157	169
炭ダ	68	136	175	190
セメント	364	500	663	560
肥料	137	93	188	236
化學	249	326	431	601
織物	99	52	72	108
綿織物	80	12	18	26
絹織物	49	4	6	11
紙	131	72	113	76
釜	456	346	2331	1060
鹼	1299	1914	1749	2135
(ゴム靴含)	600	239	647	808
球	371	203	1102	1461
寸	118	149	203	262
計	112	89	296	688

昭和二十年九月ヲ百トシテ(商工省調査)

陸海軍工廠 九二  
各種研究所 五〇  
航空器工場 三九二  
合計 一〇三九  
尚、輕金屬、苛性ソーダなどの工場は含まれてゐないから、追つて追加されるものと思はれる。

【農産物について】

三十六年來の凶作といはれる昭和二十年の米穀收穫高は、九月中旬の豫想で大體四千六百萬石と見られてゐたがその後二回も水害があつて、實收高は約四千五百萬石位のものであつた。これを最近五ヶ年の收穫に比べて見ると、その凶作ぶりが明かになる。食糧危機が二月に来る、三月に来ると、敗戦の暗さを一層暗くした。野の草も實際に主食代りとなつた。物がなとなれば、ある物もかくれてしまふ。供出も成績があがらない。





い。元氣液刺としてあぶらぎつてゐる。つまりとところ、米と魚があれば榮養に不足はない。耕すことと、漁ること、しかし、戦後日本漁業に許された海域は近海だけで、極めて狭い範囲であった。かうなつては、主食不足を補ふことも出来ない。

そこでマ司令部は、主食の輸入と併せて、漁区を四倍にも擴げることが許可した。小笠原附近や金華山沖まで出て、鯨やまぐろやかつをがとれるやうになつた。

船も少なからうと、漁船、捕鯨船、トロール船、鮪船など二二八隻總トン數二萬四千七百九十餘トン建造の指令もあつた。

ところへ八月六日には、此冬は日本の捕鯨船も南氷洋へのり出して鯨をとつてもよいといふ嬉しい許可が出た。大體、本年度の漁獲高は八億貫といふ豫想である。

日本漁船操業区域擴張圖



土地人口

我國の國名——今までは大日本、日本帝國、大日本帝國などといつてゐたが、これからは、大、帝などはつけずに、日本又は日本國となへることになつた。

では、日本といふことの出来るところはといふと、本州、四國、九州、北海道と、それに附近の島々だけとなつた。

(43) — 土地・人口

- ① 一九一四年の第一次世界戦争以後、日本が奪ひ取つた太平洋の島々は取上げる(南洋の委任統治領) 満洲、臺灣、澎湖、澎湖
- ②

日本の土地面積		返した土地の面積	
	方尺米		方尺米
本州	二三〇、五四九、六一	朝鮮	二二〇、七八八、四四
四國	一八、七七一、四五	臺灣	三五、八三四、三五
九州	四二、〇七八、四九	澎湖島	一二六、八六
北海道	八八、七七五、〇五	樺太	三六、〇九〇、三〇
計	二八〇、一七四、六〇	關東州	三、四六三、四五
		南洋	二、一四八、八〇
		計	二九八、四五一、二〇

- ③ 朝鮮は自由獨立國とする。
  - ④ 其他勢力によつて奪取つた一切の地域から日本の勢力を驅逐する(關東州)
  - ⑤ 樺太や千島列島、沖繩諸島なども、講和條約によつてはつきりきまるであらうが、現在では日本の統治の及ばないところとなつてゐる。
- この土地に、現在人口がどれだけあるか、廿年十一月と廿一年四月に人口調査を行つた。





土地・人口一 (48)

諏訪市	美、二五	岡崎市	七、五八	貝塚市	四、一五〇	倉敷市	四、九八
諏訪市	一八、〇〇	一宮市	四、四一	神戸市	四三、三〇〇	津山市	四、九八
濱松市	二〇、八八	瀬戸市	四〇、九六	姫路市	一五、七〇	野市	七、九六
沼津市	八、二天	牛田市	七、三〇	明石市	五、五一	廣島市	一七、九三
清水市	三、五〇	春日井市	四、九二	洲本市	三、三〇	吳市	一七、六五
熱海市	三、五〇	豊川市	五、二天	西宮市	九、四九	三原市	四、三三
三島市	三、二天	大津市	三、〇〇	尼崎市	一三、五七	尾道市	四、三三
富士宮市	三、二天	彦根市	四、四七	芦屋市	四、〇七	福山市	四、三三
岐阜市	一八、六七	長濱市	四、七三	伊丹市	三、四〇	宇部市	三、九八
大垣市	五、九八	京都市	九四、六五	奈良市	七、七三	山口市	九、五五
高山市	五、二〇	福知山市	三、九二	和歌山市	一五、四六	徳山市	四、七三
多治見市	三、二天	舞鶴市	五、六六	新宮市	三、二天	防府市	三、七三
津市	六、二天	大坂市	一、九三、五〇	海田市	三、〇三	下松市	三、七三
四日市市	九、八九	堺市	一七、六〇	鳥取市	五、二天	小野田市	四、四三
宇治山田市	三、〇三	岸和田市	八、三九	米子市	五、〇七	光市	八、五〇
松阪市	三、六三	豊中市	四、四六	松江市	七、〇七	徳島市	八、五〇
桑名市	三、六三	布施市	三、〇二	吹田市	四、七三	高松市	七、九三
上野市	三、六三	池田市	四、七三	吹田市	四、七三	丸亀市	三、三三
鈴鹿市	三、六三	吹田市	四、七三	吹田市	四、七三		
名古屋市	七九、三三	吹田市	四、七三	吹田市	四、七三		
豊橋市	二五、三六	吹田市	四、七三	吹田市	四、七三		

(49) 一 全国都市人口一覽

市の紋章にしたもの。



【屋古名】明治四十一年十月制定。舊尾張藩のそのまゝ



【阪大】明治廿七年制定。水路標識のため海中に立て



【京東】明治廿二年十二月制定。元東京府知事故渡邊洪基氏の考案で「東」の字を象ると同時に京の字も表す。



【濱横】明治四十二年六月制定。片假名のハマを組合せたもの。地は白、文字は赤。(以上六大都市)



【神戸】明治四十年制定。神戸港は扇の形に似てゐるので一名扇港といふのに思ひつき、扇の形状より市を表す。



【都京】明治廿四年制定。「京」の字を象つたものでひろく懸賞で募集したもの。

坂出市	三、七三	鳥原市	六、七〇
松山市	一七、六〇	諫早市	六、九八
全治市	四、八〇	大村市	三、四三
宇和島市	四、五五	佐賀市	四、四三
八幡濱市	四、九三	唐津市	四、四三
新濱市	四、九三	熊本市	三、六三
西條市	三、九三	八代市	四、四三
高知市	三、九三	人吉市	三、九三
福岡市	二八、七〇	荒尾市	四、四三
若松市	三、二天	大分市	三、二天
八幡市	一五、六六	別府市	四、四三
戸畑市	六、八三	中津市	四、四三
直方市	四、九三	自田市	四、四三
飯塚市	四、二二	佐伯市	三、九三
久留米市	四、六三	宮崎市	三、九三
大牟田市	一四、一七	都城市	三、六三
小倉市	一四、〇七	延岡市	三、六三
門司市	一〇、四〇	鹿兒島市	一三、三三
田川市	六、六六	川内市	三、九三
長崎市	一四、二二	鹿屋市	三、九三
佐世保市	一三、三三		

農家・非農家別人口数

農 家



市部女142万638人 市部男129万6806人  
 郡部女1666万9089人 郡部男1525万3160人

全 国 男1644万8966人  
 女1809万0727人

非 農 家



市部女998万1800人 市部男950万3979人  
 郡部女1013万5203人 郡部男895万0320人

全 国 男1845万4299人  
 女2011万7003人

總 数



市部女1140万3438人 市部男1080万0785人  
 郡部女2680万4292人 郡部男2410万2480人

全 国 男3490万1265人  
 女3820万7730人

五年後の人口推計

経済安定本部は、日本経済の再建もくろみをたてるに當つて、まづ最も必要とされる將來の人口に關する推計を完成した。これは二十一年四月廿六日に施行された人口調査を基準としたもので、昭和廿五年までの五ヶ年間、毎年十月一日現在の人口推計である。

年	男	女	總計
二十一年	三七、〇二六	三八、七八三	七五、八〇九
二十二年	三八、五二〇	三九、三二九	七七、八四九
二十三年	三八、七七八	三九、五五四	七八、三三二
二十四年	三九、〇六三	三九、八一—	七八、八七四
二十五年	三九、三六八	四〇、〇九二	七九、四六〇

教育文化

(51) — 教育・文化

サイパンを失つた上は、本土空襲の激化は當然覺悟しなければならぬ。大都市で疎開騒ぎが始まつたのは、それから間もないことであつた。學童がそれぞれ縁故を求め、或は集團として母校を去つて行つたのは、十九年八月初のことであつた。疎開先に於ける先生は何としても、すべてが初めてのことであるから調子が整はない様子もあつたが、次第に軌道に乗るやうになつた。結果から見るとこの仕事はその任務を果したものと云ふことが出来る。

一方、高等科兒童、中等學校以上の學生は、一層強化された動員制によつて、教師と共に通年奉仕することになつた。又この頃、應召或は志願など學徒の出、征が特に目立つて、見る人々の感じを悲壯ならしめるものがあつた。開戦初期における學徒の心情や、動作に對する世評は、必ずしも良いものではなかつたやうであるが、今や學業のすべてをなげうつて、銳意奉公する姿には實に頭のさがるものがあつた。しかし遂に終戦……

茫然として何事も手につかない中に日本再建の歩みを興したものは、けだし教育の部面であつたであらう。かつては大震災の思出の日折柄、風の荒れ未だ全く去らず、雨を伴つて走る晴雲の中、學童はあたかも人學の日の如く、崎々として登校するのを見かけることが出来た。頼もしき少年よ、頼もしき日本はこの頼もしき少年の肩に。學園は一齊に民主の色に塗換えられた。講堂、教室、廊下にかゝげられてあつた寫眞、繪畫、地圖などから戦争の色はすべて取去られた。教科書の中の戦時思想は、皆切り取られ塗りつぶされた。自由な民主の鐘は、まづ學園に鳴りひびいたのである。銃劍、薙刀もとりすてられた。體操の様子も變つた。號令によつて動くものは、號令がなければ動くことが出来ない。更に號令によつて動かなければならない人は、號令があつても動かなかつたり、動けないものである。諸君は次の僅かなページの中から、新しい民主教育とは何であるかを、くみとつて貰ひたいと思ふ。

新しい教育

大詔の御趣旨を體し、ポツダム宣言の精神にそひ、國體を護持して世界の平和、人類の幸福に貢獻する日本再建にあつて、今日すぐ必要で、かつ永久にわたつて重要なことは教育であることは、諸君も分るであらう。

文部省では九月十五日、まづ新教育の方針を明らかにしたが、十月二十二日聯合軍總司令部は、新しい教育の目標について指令を發した。

これは聯合軍總司令部から、日本の今後の教育について最初のもので、かつ重要なものであるから、その全文を掲げることにした。

諸君には、まだ少しむづかしいかも知れぬが、分らぬ處は先生なり、父兄なりに質問して、納得するようにしてもらひたいものである。

一、日本帝國政府の新内閣に、教育に關する占領軍の目的、および政策を完全に知らせるため、ここに以下の如く指令する。

A 教授科目の内容を次の政策にそひ十分検討し改訂し、かつ統制する

① 軍國主義及び極端な國家主義思想をうよつけることを禁止し、また一切の軍事教育、軍事教練を廢止する

② 代議政治組織、國際平和、個人的人格尊重、人間としての基本的な緩和(集會、言論、宗教の自由の如き)に適合した理念を教へ、またそれを實行するための施設をはかることは、これを助長する

B 教育機關に携はつてゐる一切の人間は、次の政策の線にそつてこれを調査し、資格あらばこれを承認し、不適當な人間はこれを除き、

また轉任せしめ、或は新に任命し更にやり方をかへさせたり、監督を加へたりする

① 教員および職員は成るべく速に調査検討し、正規の軍人、軍國主義および極端な國家主義を進行して鼓吹したもの、占領政策に敵對行動をとるものは、これを罷免する

② 自由主義や反軍國主義の理由で解職、停職、強制的離職になつた教職員は、直に復職の資格を與へ、また若し適當と認めれば、優先的に復職させる

③ 學生、生徒、教職員に對して人種、國籍、宗教、政治上の意見社會的地位などの理由で、差別待遇することを禁止し、これまでのやうな差別待遇をうけて生じた不公平は、訂正するやうに處置する

④ 學生、生徒、教職員が教授科目の内容について批判を加へることとは、これを獎勵する。また政治、民事及び宗教の自由に關する問題を、自由に何らの制限なく議論することを許可する

⑤ 學生、生徒、教職員および一般國民に對し、占領の目的および政策、代議制度の理論と實際、軍國主義の指導者と協力者となつた役割、日本が戦争に入ることに進んで反對せずそのため日本を敗北させ國民を今日の悲境におとし入れた人物の演じた役割について、之を知らせる

C 教授法は、以下の政策に適合するやう検討を加へ、改訂し、かつ統制する

① 應急措置として、使用の許されてゐる現行の課程、教科書、教授要項および教材は、成るべく

速かに検討し、軍國主義及至極端な國家主義思想を鼓吹する部分はこれを除去する

② 教育あり、平和を好み、責任ある國民を作りあげる目的の新課程、教科書、教授要目および教材を準備し、出來るだけ速に現在のものと置きかへる

③ 平常どほりの教育組織を出來るだけ早く再建するが、施設の足らない場合は、初等教育と教員養成を優先的に扱ふ

二 日本文部省は聯合軍總司令部關係部門と適宜の連絡をとり、その餘裕あらば、本指令の各條項に應じた詳細な報告を提出する

三 本指令に關係ある日本政府の官吏および職員、公私立一切の學校教職員は、本指令で明らかにされた政策の精神、および字義の履行に對し一人一人が責任を負ふ

列國の初等教育

	[學校數]	[教員數]	[兒童數]	
【ア】	257,826	876,963	26,367,008	(昭和十一年調)
【イ】	26,279	192,993	5,949,016	(昭和十七年調)
【ウ】	164,081	—	—	(昭和十一年調)
【エ】	81,213	147,066	5,332,123	(昭和十一年調)
【オ】	12,243	42,458	1,142,228	(昭和十年調)
【カ】	2,394	6,226	207,653	(昭和十七年調)
【キ】	7,793	33,660	1,240,772	(昭和十七年調)
【ク】	43,243	344,433	13,824,059	(昭和十三年調)

戦災の國寶

種目	罹災数	罹災前總数
繪畫	五	一一〇七
彫刻	一三	二一一八
文書	六	一三二〇
典籍	六	一三二〇
刀劍	五	五二一
工藝品	一	五三〇
考古史料	二六三	一八三一
建造物	二九三	七四二七
計	二九三	七四二七

【史蹟名勝天然記念物】

史蹟	三三	九五〇
名勝	六	二〇三
記念物	五	七七三
計	四四	一九二六

神道について

最高司令部は十二月十五日  
 △神道を國策から切離すこと  
 △神道の解しやくから、軍國主義的又は極端な國家主義的な考へをとり去ること  
 △學校から神道に關する教育をとり除くこと  
 △官公立の學校で使ふ教科書から神道に關する部分は取除かれる  
 △神社参拜、遙拜などもいけな  
 △神道に關する祭典、行事、儀式もいけな  
 △教室や講堂にある神棚なども取拂はなければいけぬ  
 といふことになつた。しかし個人が家々に神棚をまつるとか、個人が神社に参拜するとかいふことは、宗教の自由であるから差支はない。

尙この指令の中にある軍國主義及び極端な國家主義といふのは、

- ① 日本天皇は、祖先、家系、特殊の起源などによつて、他國の元首より優れてゐるといふ信念
  - ② 日本人は、先祖、家系および特殊の起源などによつて、他國民より優れてゐるといふ信念
  - ③ 日本の國土は、神聖ないし特殊の起源などによつて、他國に優れてゐるといふ信念
  - ④ その他、日本人に侵略戦争を起させ、他國民との争ひを解決するための道具である武力を使用することを當然だとさせるやうな信念
- と説明してゐる。
- 又、公式文書に「大東亞戦争」「八紘一宇」など、軍國調の強い語句の使用を禁止されてゐる。

米國教育使節團

昭和廿一年三月八日、米國教育使節と日本側委員との初會合が開かれてから、會議、協議、研究、實地觀察と約一ヶ月にわたる教育診斷の報告が、四月七日東京の最高司令部とワシントンの國務省から同時に發表された。

- ① 文部省の権限を根本的に縮小して、地方に引渡す
- ② 義務教育年限を最小限九年にすること
- ③ 男女共學措置の改善
- ④ 日本語の簡易化、特に文字の改革を行ひ、ローマ字を採用する
- ⑤ 成人教育の機会をつくる
- ⑥ 圖書館制度を改善する

ローマ字と漢字

ローマ字採用と漢字制限の問題は、

二つとも多年の懸案で、終戦と共に兩者同時に、初等教育の重要な問題として登場して來た。

ローマ字については、使節團の報告の中にもとり上げられ、いよいよ來年度初等科三學年から採り入れることになるらしく、漢字制限については「千五百字ぐらゐに……」とのマ司令部の示唆もあり、廿年十一月國語審議會で常用漢字再檢討に乗出し、回を重ねること十七回、常用漢字千二百九十五字を選定、總會にかけ、答申案を作る豫定である。

漢字問題は今のところ決定せぬが  
 △假名は平假名  
 △字音かなづかひは標音式  
 △國語かなづかひ(てにをは)は從來のまゝ  
 △文體は口語體  
 といふことになるであらう。  
 (學習便覽八十四頁並九十四頁参照)

(55) 一 神道・教育使節團・ローマ字と漢字・戦災の國寶

【重要美術品】

史蹟	二五	一三二一
名勝	四	三八六
典籍	三一	二五五三
文書	三一	二五五三
刀劍	三〇	一〇八九
工藝品	四二	一七三八
考古史料	二	二四六
建造物	二	二四六
計	一三四	七三三三
總計	四七一	一六六八六

日本空襲が始まつた時、「京都・奈良は除外するやうに」と努力した人がある。それはラングドン・ウォーナー氏である。

氏はかつて日本へ來て奈良・京都を見、それを愛しそれを研究した。人類の文化の上には、作戦も國境もないのである。



國寶指定

終戦後、初の國寶保存會では、二年ぶりて新に次の十件を國寶に指定した。

- 喜多院 (川越市小仙波)
  - 客殿、書院、庫裡、慈眼堂、鐘樓門、山門
  - 〔江戸初期の建築〕
- 東照宮 (川越市小仙波)
  - 本殿、瑞垣、唐門、拜殿、幣殿、石鳥居、隨身門
  - 〔江戸時代〕
- 日吉神社 (川越市小仙波)
  - 本殿—〔室町時代〕
- 寛永寺清水堂 (東京都上野公園)
  - 表門—〔江戸時代〕
- 淺草寺 (東京都淺草公園)
  - 仁天門—〔江戸時代〕
- 淺草神社 (東京都淺草公園)
  - 〔江戸時代〕
- 觀音寺 (東京都西多摩郡設村)
  - 〔鎌倉室町時代〕
- 金剛寺 (東京都南多摩郡七生村)
  - 〔鎌倉時代〕
- 觀音堂 (山梨縣北都留郡小菅村)
  - 〔鎌倉時代〕

文化勳章受賞者

我國の文化學術の上に、大きな業績を著された左記五名に對し、紀元節の佳節に當り文化勳章を授與された。文化勳章は昭和十二年に制定されて以來、今回で五回目受賞者は三十二名となつた。

- 植物の病理や治布に關する研究 北大名譽教授 宮部 金吾
- 鐵及び砂鐵の冶金に關する研究 東大名譽教授 依 國 一
- 原子核物理學の研究及びその他 學術研究會議員 仁 科 芳 雄
- 能の演技 帝國藝術院會員 梅 若 万 三 郎
- 優良圖書出版 岩 波 茂 雄
- 帝國學士院會員 中 田 薫

體 育

體育は學校だけの仕事ではない。また體操とか體技を行ふその時間中だけの仕事でもない。

衣食住、學習、勞作、運動、休養、睡眠……と一日二十四時間を通して健康衛生的な生活全體を通じて、規律的にしかも自由な營みを持続けなければならぬといふ理論を、偶然にも學童集團疎開や、學徒勤勞動員の寮生活に體驗する機會を得た。

(57) 體育 勤勞動員では、その任務からみても當然のことではあるが、子供の心身を非常に疲れさせてしまつた。十分な眠りもとれず、昨日の疲勞の去らないのに、曉天體操だとか朝の駐足だとか、一律一體に強制することが體育だ

と考へられた。

もちろん武道、教練に類するすべての課業は、終戦と共に學校から一掃された。學校體育として重點は體技、遊戯、排作、郷土學習、遠足などの互に關係しあつた仕事の中で行はれることになつた。

この食糧で體育などとはいふことなく、その事情であるからこそ、體育を實行することが重要なことである。平文化日本の建設は體育より……體育によつて強健なる身體の所有者になることこそ、現下日本の少國民諸君に最も強く要望するところである。ボートレース、野球……等、ともかく終戦後間もなく行はれた。元氣な復興のときの聲とも聞くことが出来る。

學童平均身長

年齢	性別	昭和三年	八年	十二年
十歳	男	四・〇四	四・〇六	四・〇八
十一歳	男	四・一八	四・二二	四・二五
十二歳	男	四・三三	四・三六	四・三九
十三歳	男	四・五一	四・五三	四・五五
十四歳	男	四・七三	四・七五	四・七八
十五歳	男	四・九六	四・九八	五・〇一
十六歳	男	五・二二	五・二五	五・二九
十七歳	男	五・二六	五・二九	五・三二
十歳	女	四・〇〇	四・〇三	四・〇五
十一歳	女	四・一五	四・一八	四・二〇
十二歳	女	四・三三	四・三五	四・三六
十三歳	女	四・五二	四・五四	四・五六
十四歳	女	四・七三	四・七五	四・七八
十五歳	女	四・九六	四・九八	五・〇一
十六歳	女	四・九三	四・九五	四・九六
十七歳	女	四・九六	四・九八	五・〇一

學童平均體重

年齢	昭和三年	八年	十二年
十歳 男	六・三〇	六・四〇〇	六・四八〇
十一歳 男	六・九〇	六・九七	七・〇七
十二歳 男	七・四七	七・六五	七・七五
十三歳 男	八・四三	八・六七	八・八七
十四歳 男	九・六七	九・七六	九・七三
十五歳 男	一〇・九三	一〇・四〇	一〇・四六
十六歳 男	一三・四八〇	一三・八八〇	一三・九七
十七歳 男	一三・四二四	一三・七〇七	一三・七三四
十歳 女	六・〇七	六・三三	六・三九三
十一歳 女	六・七四七	六・八八〇	六・九六〇
十二歳 女	七・四七	七・七〇	七・七四〇
十三歳 女	八・七三	九・〇四〇	八・九六七
十四歳 女	一〇・〇七	一〇・六七	一〇・三三
十五歳 女	一二・四七	一二・六七	一二・五三〇
十六歳 女	一五・九三	一五・九七	一五・九六〇
十七歳 女	一七・四七	一七・六三	一七・六八七

朝日新聞社主催の第十六回全日本健康優良児童表彰會は、明治節を期して昭和廿年度の表彰校と優秀地方を發表した。昨年度から個人優良者選定を、集團優良選定に變更したところに、新しい意味があるわけである。

健康優良児童集團表彰

男子の部

順位	校名	在籍児童数	優良児童数	百分比
【在籍百一名以上】				
第一位	仙臺市荒町國民學校	一五七	五二	三三・一
第二位	仙臺市東六番町國民學校	一四一	四六	三二・六
第三位	山口縣下松市下松國民學校	一三六	四三	三一・六
第四位	福島縣西白河郡白河町第一國民學校	一三九	三七	二六・六
第五位	福島縣西白河郡白河町第三國民學校	一四三	三八	二六・二
【在籍百名以下】				
第一位	青森縣津輕郡金木町川倉國民學校	二九	一五	五一・七

學童平均胸圍

(69) 健康優良児童

年齢	昭和三年	八年	十二年
十歳 男	一・九	一・九	二・〇
十一歳 男	二・〇	二・〇	二・一
十二歳 男	二・一	二・一	二・二
十三歳 男	二・二	二・二	二・三
十四歳 男	二・三	二・三	二・四
十五歳 男	二・四	二・四	二・五
十六歳 男	二・五	二・五	二・六
十七歳 男	二・六	二・六	二・七
十歳 女	一・八	一・八	一・九
十一歳 女	一・九	一・九	二・〇
十二歳 女	二・〇	二・〇	二・一
十三歳 女	二・一	二・一	二・二
十四歳 女	二・二	二・二	二・三
十五歳 女	二・三	二・三	二・四
十六歳 女	二・四	二・四	二・五
十七歳 女	二・五	二・五	二・六

女子の部

順位	校名	在籍児童数	優良児童数	百分比
【在籍百一名以上】				
第一位	仙臺市東六番町國民學校	一四六	四五	三〇・八
第二位	仙臺市荒町國民學校	一五二	四五	二九・六
第三位	山口縣下松市下松國民學校	一五六	四〇	二五・六
同位	福島縣西白河郡白河町第一國民學校	一一七	三〇	二五・六
第四位	金澤市新野町國民學校	一二四	三〇	二四・二
第五位	静岡縣小笠原郡掛川町第一國民學校	一三六	三一	二二・八



〔世界の指導者トルーマン大統領〕

國際事情

日本は憲法の條文に、戦争の放棄を規定した。世界各國にその例を見ないことである。これは國民の誓であると共に、これを世界に宣明して、今後地球上から總べての戦争を根絶したいと希望する心あらはれである。

昭和廿年五月二日、ベルリンの陥落によつて歐洲の渦巻は収まつた。

八月十五日、日本の降伏によつて太平洋の戦は終つた。

一九四六年、まことに人類の上に大きな轉換を與へたときである。いな必ず轉換をなし遂げねばならぬ機會である。しかし、それは頗る困難で、且又多くの年数を要する仕事である。

戦後僅に一年。今後、幾多の波瀾も豫想されぬことはない。今や世界の動きは、科學の方面では原子力を中心に、國際政局は講和問題を中心に、しかもこの二つが微妙な關係をもつて、よれつもつれつしてゐる。

中等野球大會

第二十八回全國中等學校野球大會は、八月十五日から西宮球場で、左記の地方代表

浪華商 (大阪) 和歌山中 (紀和)  
 敦賀商 (北陸) 下關商 (山陽)  
 山形中 (東北) 函館中 (北海)  
 一關中 (奥羽) 附屬中 (東京)  
 相生中 (北關東) 成田中 (南關東)  
 沼津中 (山靜) 松本市中 (信越)  
 愛知中 (東海) 京二中 (京津)  
 芹屋中 (兵庫) 松江中 (山陰)  
 城東中 (四國) 小倉中 (北九州)  
 鹿兒島商 (南九州)

の間に、連日熱戦がくりひろげられ、いよいよ二十一日の最終日、勝ち抜いてきた浪華商業對京都二中の決勝戦となつたが、2A-0で優勝旗は遂に浪華商業の手に握られた。

〔在籍百名以下〕

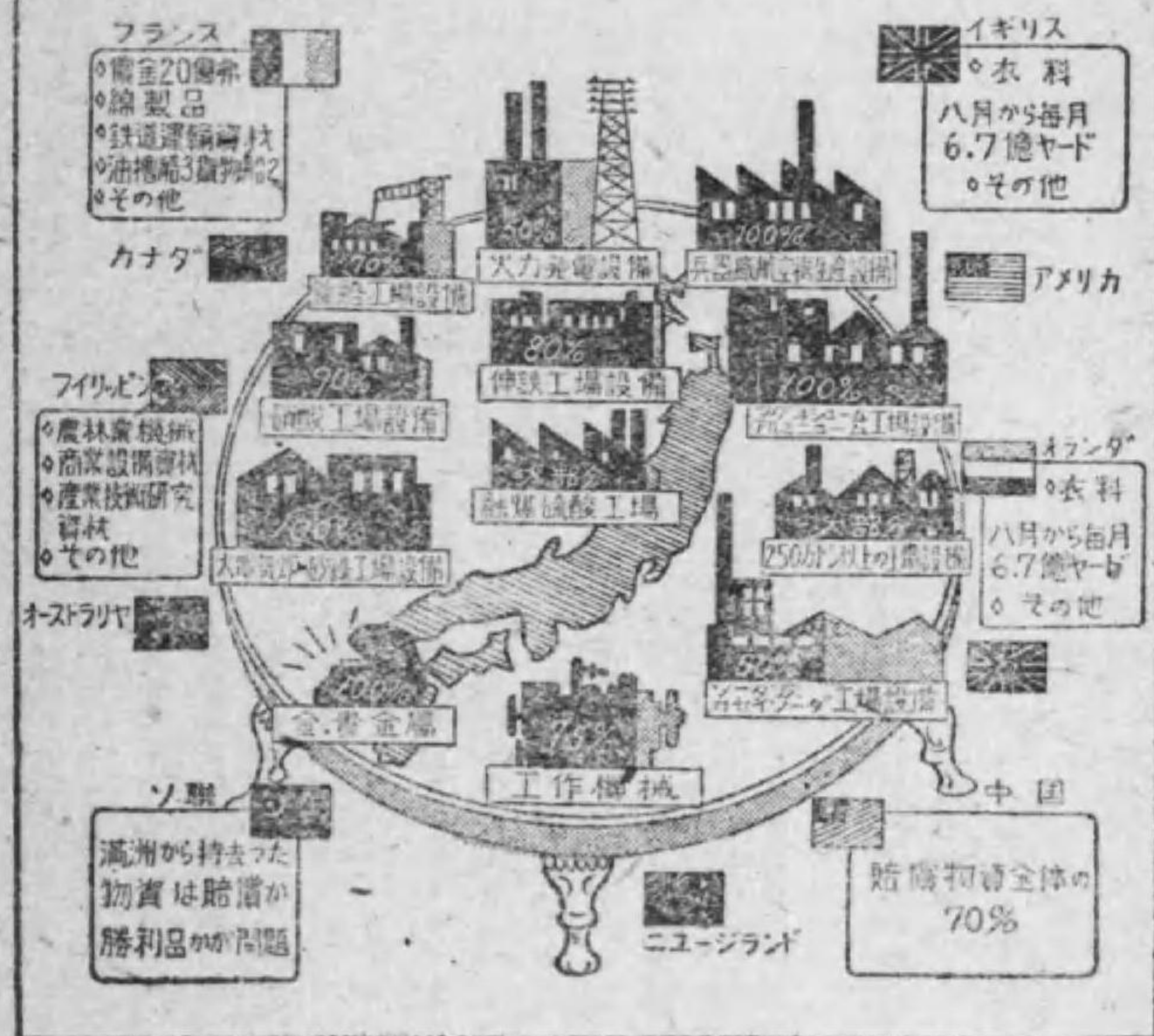
順位	校名	在籍児童数	優良児童数	百分比
第一位	仙臺市師範學校男子部	四〇	一九	四七・五
第二位	千葉縣長生郡東浪見村東浪見國民學校	三七	一六	四三・二
第三位	青森縣北津輕郡中川村神飯詰國民學校	二七	一一	四〇・七
第四位	大阪府三島郡清溪村清溪國民學校	三二	一三	四〇・六
第五位	鳥取縣東伯郡八橋町八橋國民學校	五〇	二〇	四〇・〇

地方別成績

【男子の部】		【女子の部】	
順位	百分比	順位	百分比
第一位	一一・九	第一位	一〇・三
第二位	一一・〇	第二位	一〇・〇
第三位	一〇・二	第三位	八・二
第四位	九・四	第四位	八・〇
第五位	八・二	第五位	七・七



# 何を賠償すべきか



だけ申出でゐる國があるし、フランス、フィリピンのやうに一部分とはいへ、かなり詳しく怒しいものを擧げてゐる國もある。又、中國のやうに品物の名や金額はいはぬが、戦争の被害から考へて、賠償全体の七割を貰ひたいといつてゐる國もある。

しかしソ聯のやうに、満洲から多くの工場や物資を持ち去つた國については問題がこみ入つてくるが、アメリカ側では、これを賠償の前取りとして勘定しようとしてゐるが、ソ聯側ではこれを戦利品と考へ、賠償の中へ取込むことには反對してゐる。

いづれにせよ賠償會議の結果は未知ではあるが、日本は約束を果したうへで、はじめて本土占領が解かれ、世界の國々へ仲間入りするといふ順序になつてゐるのである。

既に聯合國側から賠償に關する指令のあつたことは産業の項で述べた。

# 聯合軍總司令部

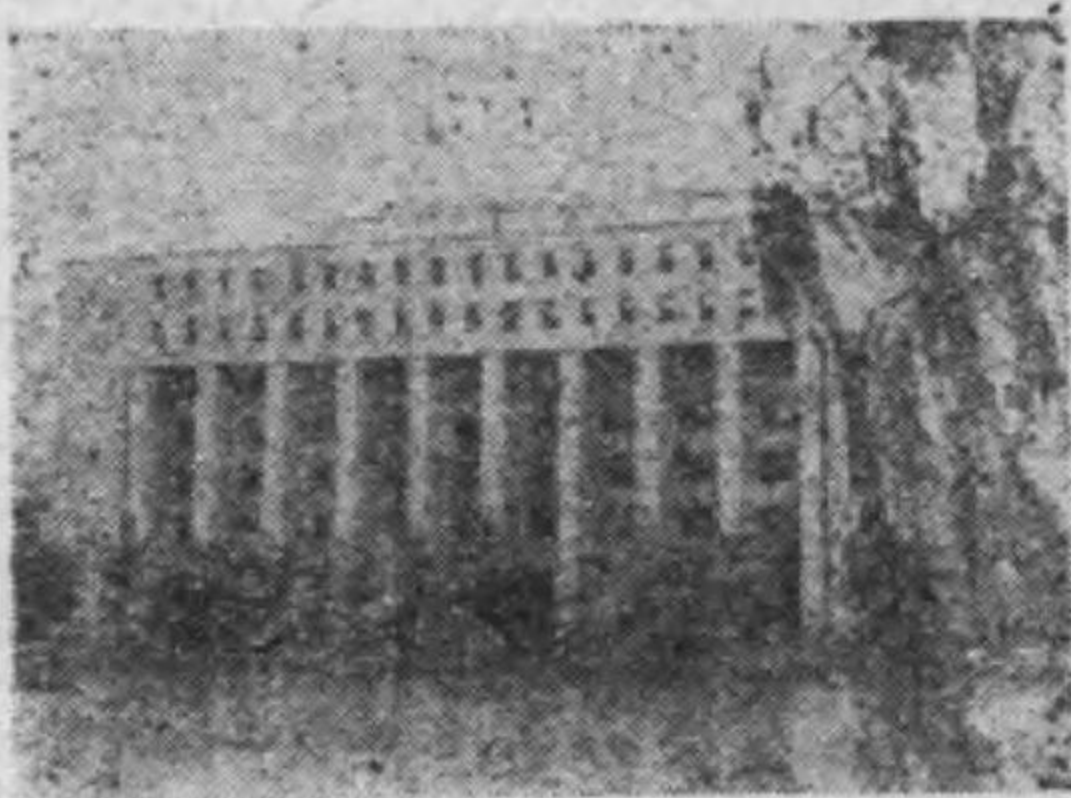
## 聯合軍の機構

聯合軍總司令部は、實際には太平洋米軍總司令部とは違はないが、マックアーサー元帥は聯合軍總司令官としてアメリカのみならずイギリス、フランス、ソ聯軍その他聯合諸國をも代表して、日本占領政策を遂行してゐるのである。

司令部の日本軍事占領ならびに日本軍の武装解除に關する任務は、既に完了したので、現在マックアーサー元帥は、日本の民主化と日本人の民主的再教育といふ、第二段の仕事に取りかかつてゐる。

そのために司令部活動の中心はG1

以前の千代田第一相互生命保險會社の建物は、裝をこらしめて聯合軍總司令部の本據となつた。



(人事) G2 (情報) G3 (作戦) G4 (補給) など、軍隊本来の參謀部から、政府局、經濟科學局、民間情報教育局等、軍政部門の機關に移つてゐるのである。

このことは地方においても同じで、今まで各師團に附屬してゐた軍政部長は、現在では、軍團軍政部の下に獨立した軍政組織をもち、師團以下の單位にあつては、軍實部隊參謀部は軍政の副には關係せず、地方行政官廳監督その他占領政策推進の任務は、すべて軍團軍政組織が一手に引受けることになつてゐる。

なほ司令部は普通 G・H・Q (デネネラル・ヘッド・コクターズ) と呼ばれてゐるが、司令部より發せられる命令は、すべて S・C・A・P (スーパリーム・コマンドー・フォア・アライド・パワースー・聯合軍最高指揮官) の名によつて發表されてゐる。

### 司令部の機關

司令部の本來からの機關としては、副官部、參謀部、總務部、醫務部、法務部、渉外部などがあり、參謀部はG1、G2、G3、G4に分れ、これが參謀長、參謀次長に直屬してゐる。

その他、日本占領政策を遂行する上の特設機關として、政府局、經濟科學局、民間情報教育局、公共衛生局、天然資源局、諜報部その他の部局がある。

右の司令部機關のうち、主な部局の役割を説明してみよう。

【政府局】日本政府と直接に接し、政府の基本的政策を監視してゐるのが、政府局である。日本政府が憲法案製作に當つて、

打合せを行つたのは、この政府局との間においてである。

【經濟科學局】政府局に優るとも劣らぬほど日本政府との接觸が深いのは、經濟科學局である。經濟科學局は金融、輸出入、財閥、労働、その他の専門部課に分れて居り、およそ日本經濟に關することは、すべてこの局の監督下に置かれ、例の三月の金融非常措置令などは、經濟科學局の各關係部課の監督下に實施されたものである。

【天然資源部】この部の役割は、日本の資源について調査を行ひ、どうしたらばこれら資源を、日本が最大限に利用出来るかを研究することに在る。漁業、林業、農業、鑛業および地質の各課に分れてゐるが、日本の水産業を復興して、食糧問題解決を唱へた

ことは、余りによく知られてゐる。

【公共衛生福祉部】一般國民の福祉問題を扱ふほか、傳染病の豫防問題に重大關心を持つてゐる。D・D・Tは既に我々のおなじみである。

【法務部】司令部の法律關係の問題は、すべてこの部で處理される。

【民間情報教育局】以上解説した各部局は、主に日本政府と接觸し、直接民間の一般人を相手としないが、民間情報教育局は、日本の一般國民に直接呼びかけて、國民を再教育することを任務としてゐる。局内は企畫課、調査課、教育課、美術課、語學課、宗教課、新聞雜誌圖書課、ラジオ課、映画演劇課、婦人課の各課に分れてゐる。

# 學習便覽



## 目次

七曜早見表	六
問年	六
氣象學常識	七
星座	七
家庭菜園作付表	七
カロリとビタミン	七
代替物換算表	八
時と方角	九
通信規則	九
手紙の書き方	九
常用漢字	九
現代かなづかい	九
度量衡表	九
アルファベット	九
ローマ字の綴り方	九
編輯後記	九

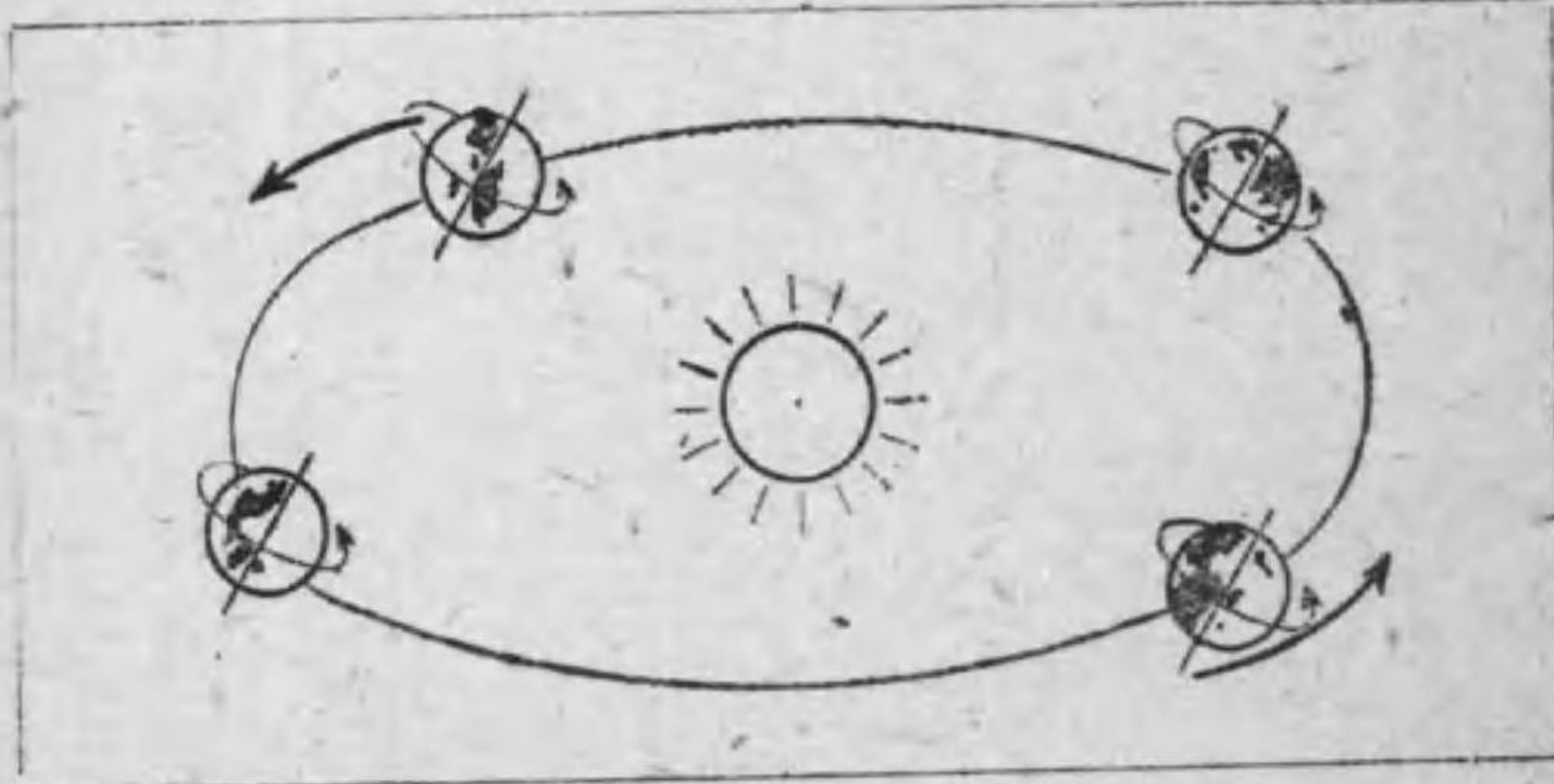
七曜早見表

昭和年	七 1-2	十二	十八	二十三 3-12	月 8	2 3 11	6	9 12	4 7	1 10	5
二	七 3-12	十三	十九 1-2	二十四	5	8	2 3 11	6	9 12	4 7	1 10
三 1-2	八	十四	十九 3-12	二十五	1 10	5	8	2 3 11	6	9 12	4 7
三 3-12	九	十五 1-2	二十	二十六	7 4	1 10	5	8	2 3 11	6	9 12
四	十	十五 3-12	二十一	二十七 1-2	9 12	4 7	1 10	5	8	2 3 11	6
五	十一 1-2	十六	二十二	二十七 3-12	6	9 12	4 7	1 10	5	8	2 3 11
六	十一 3-12	十七	二十三 1-2	二十八	2 3 11	6	9 12	4 7	1 10	8	8
1日	8	15	22	29	日	月	火	水	木	金	土
2	9	16	23	30	月	火	水	木	金	土	日
3	10	17	24	31	火	水	木	金	土	日	月
4	11	18	25	*	水	木	金	土	日	月	火
5	12	19	26	*	木	金	土	日	月	火	水
6	13	20	27	*	金	土	日	月	火	水	木
7	14	21	28	*	土	日	月	火	水	木	金

七曜早見表

右の表は二十八年間の七曜早見表である。見方は、例へば昭和二十二年五月の日曜を見るには、  
 ① 年(左上欄)の二十二を見出す  
 ② その欄を右に進んで月(右上欄)の中にもを見出す  
 ③ それを下つて七曜(右下欄)の日曜を見出す  
 ④ 次に左へ進んで日附(左下欄)を見る  
 ⑤ 即ち411825が二十二年の五月の日曜日である

左上欄の中で、太文字のもの例へば二十三<sup>1-2</sup>二十三<sup>3-12</sup>とあるのは閏年であるから、昭和二十三年の場合は、一月、二月は二十三<sup>1-2</sup>を、三月から十二月までは、二十三<sup>3-12</sup>を使へばよい。



閏年

地球は地軸を中心として、西から東へ回轉(自轉)しながら、それと同じ向きに太陽のまはりを廻つてゐる。(公轉) 自轉によつて夜寒が出来る、公轉によつて春夏秋冬が出来る。  
 そして太陽のまはりをちやうど一回轉するのに、三百六十五日と二四二二餘(五時間四十八分四十九秒一)かかる。それを平年三百六十五日とするから、約六時間だけの道が残る。  
 これが四年たつと、二十三時五分十六秒四と、大體一分となるから、その年を閏年として二月を二十九日にする。しかし、これで積りてゆくと三百年間に三日餘の差が出来る。そこで百年目毎に閏年に當る年を平年としてその差を除くやうにする。  
 しかし、これでも一万年たつと約一日の差が出来ることになる。

氣象學常識

【氣壓とは何か】

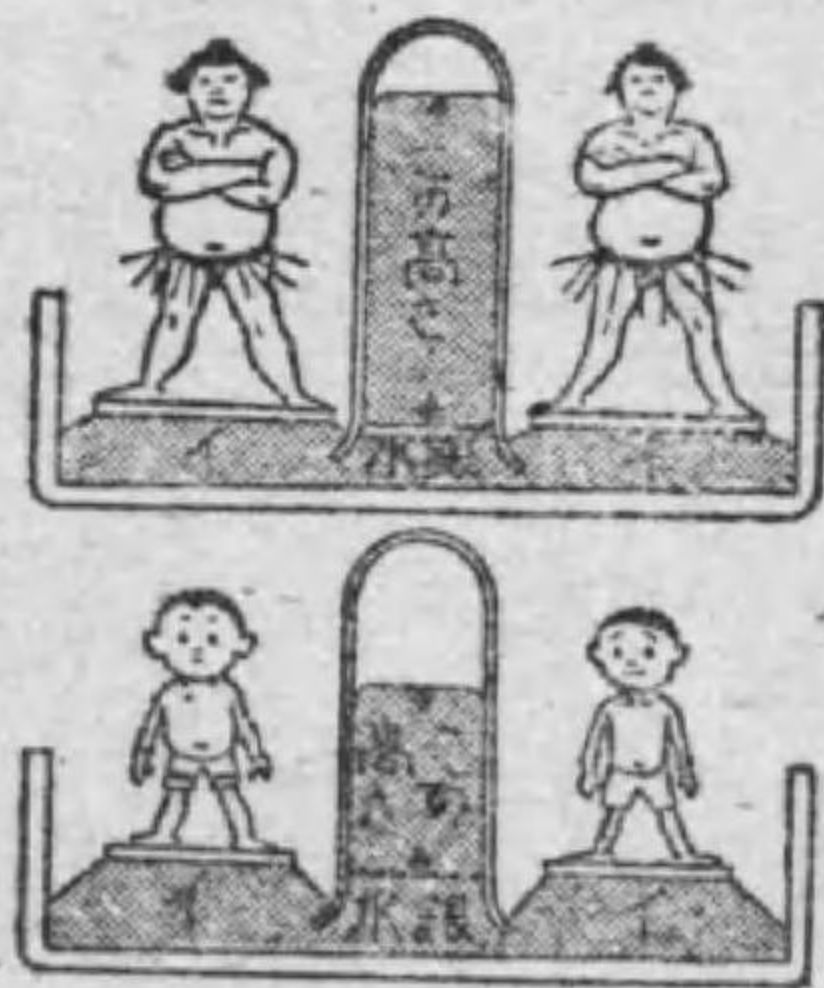
地球の上には、何十軒といふ厚さの空気がおひかぶさつてゐるので、その重さが地上に加はつてゐる。これを氣壓といふ。

空氣は地形や日々の温度、その他によつて濃くなつたり薄くなつたりするのであつて、濃い空氣は重いので氣壓が強く、薄い空氣は軽くて氣壓が弱いわけである。

【氣壓何耗パールといふのは】

氣壓の強さを表す言葉である。下の圖のやうに、水銀をつめた硝子管を逆さにすると、空氣の重い時はイの所に加はる力が強いので、水銀は少し下ると止る。空氣の軽い時は、前より多く下つて止る。

この時の水銀の高さを計つて、氣壓何耗パールであるといふ。



【高氣壓と低氣壓】

氣壓の高い時を氣壓が高い、高氣壓といひ、氣壓が低い時を氣壓が低い、低氣壓といふ。

高氣壓では、空氣が重くて動かないので、一般に天氣が曇り風もおだやかである。低氣壓になると、空氣が軽いので上に昇つて、上空の寒い所で雲や雨になり、又風も強く吹き出す場合が多い。

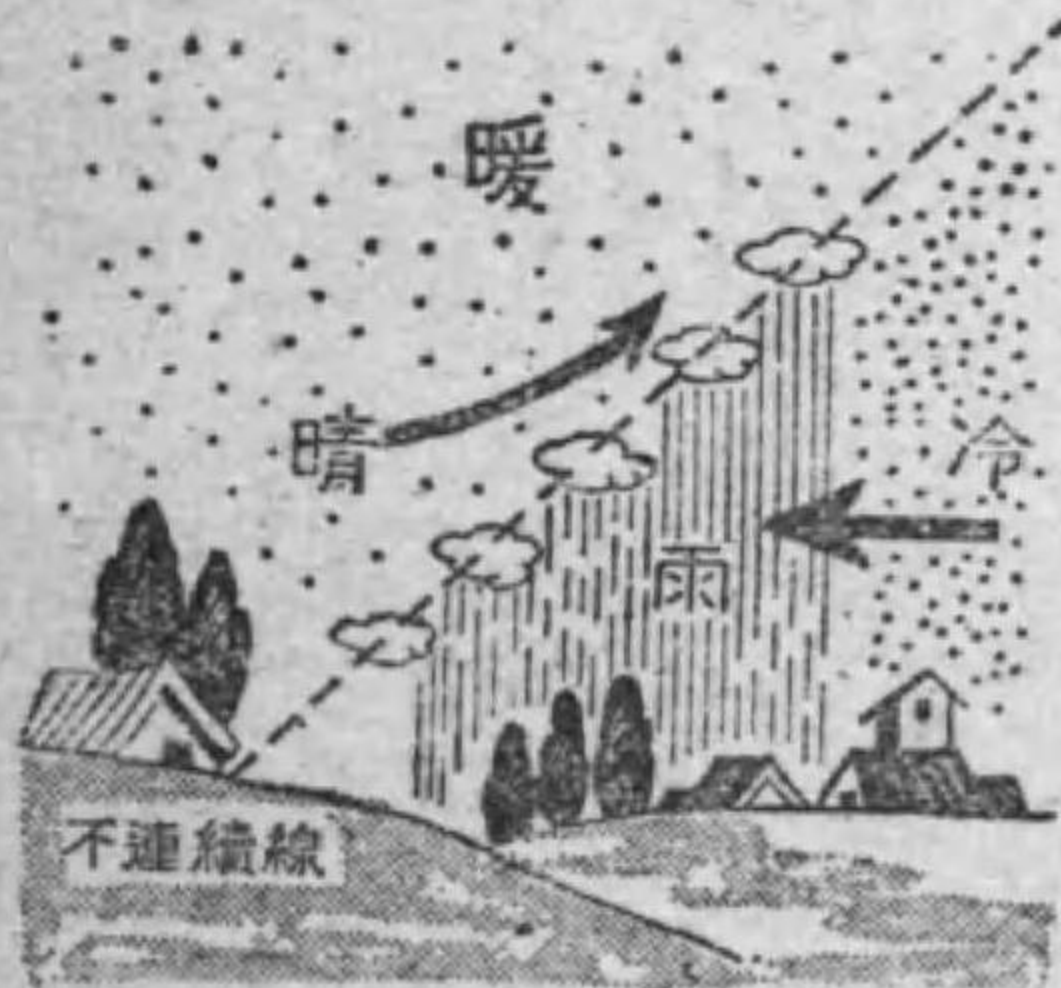
【低氣壓の中心と風】

風は空氣の薄い低氣壓の中心をめがけて、空氣の濃いまはりの高氣壓から吹いてゆくので、この中心に近いほど風が荒れる。

風速何メートルといふのは、一秒間に進む風の速さである。

【風の種類】

強風 〇、〇一一、五米  
暴風 〇、〇一一、五米  
軟風 一、五一一、五米



々まじらず、そのままであるから、この一線を境として片方は暖く、片方は寒く、風向も雨側で違つてゐる。

そして暖い空氣は右圖のやうに、次第に冷い空氣の上になり、その境目に雲が出来て、不連続線の片方の寒い方によく雨を降らせる。

【北風について】

冬は北の大陸が非常に冷えて高氣壓となり、海が暖く低氣壓となるので、寒い北風が吹くのである。

【梅雨とは】

梅雨の頃は、大陸も海も温度が大體等しく、大きい低氣壓も高氣壓も起らない。その代り日本の中部に、小さい低氣壓が幾つも出来、悪い天氣が續くことになる。

【颱風】

夏、赤道附近の島が陽に照りつけられて、空氣が暖められ薄くなるので、大きな低氣壓が出来る。二百十日の風は

木の葉が少し動き、風のあることが知れる程度

和風 三、五—六、〇米

小枝が動き、軽い風があたり、海に平波がたつ程度

疾風 六、〇—一〇、〇米

乾いた土地に砂ほこりが立ち、海に白波が立ち風音がひびく

強風 一〇、〇—一五、〇米

大きな枝が動き幹がゆれ、小船が航行出来なくなる

烈風 一五、〇—二九、〇米

弱い家はゆれ、外を歩くに困難、小木は倒れ、船も航行難

颶風 二九米—以上

大木が倒れ、商船も時に沈めらる

【不連続とは】

地上に於て、暖い空氣の流れと、冷い空氣の流れが出合った時の境目の線をいふのである。

この二つの氣流は、ふれ合つても伸

この時で、特に烈しいのは颱風となる。

【雲とは】

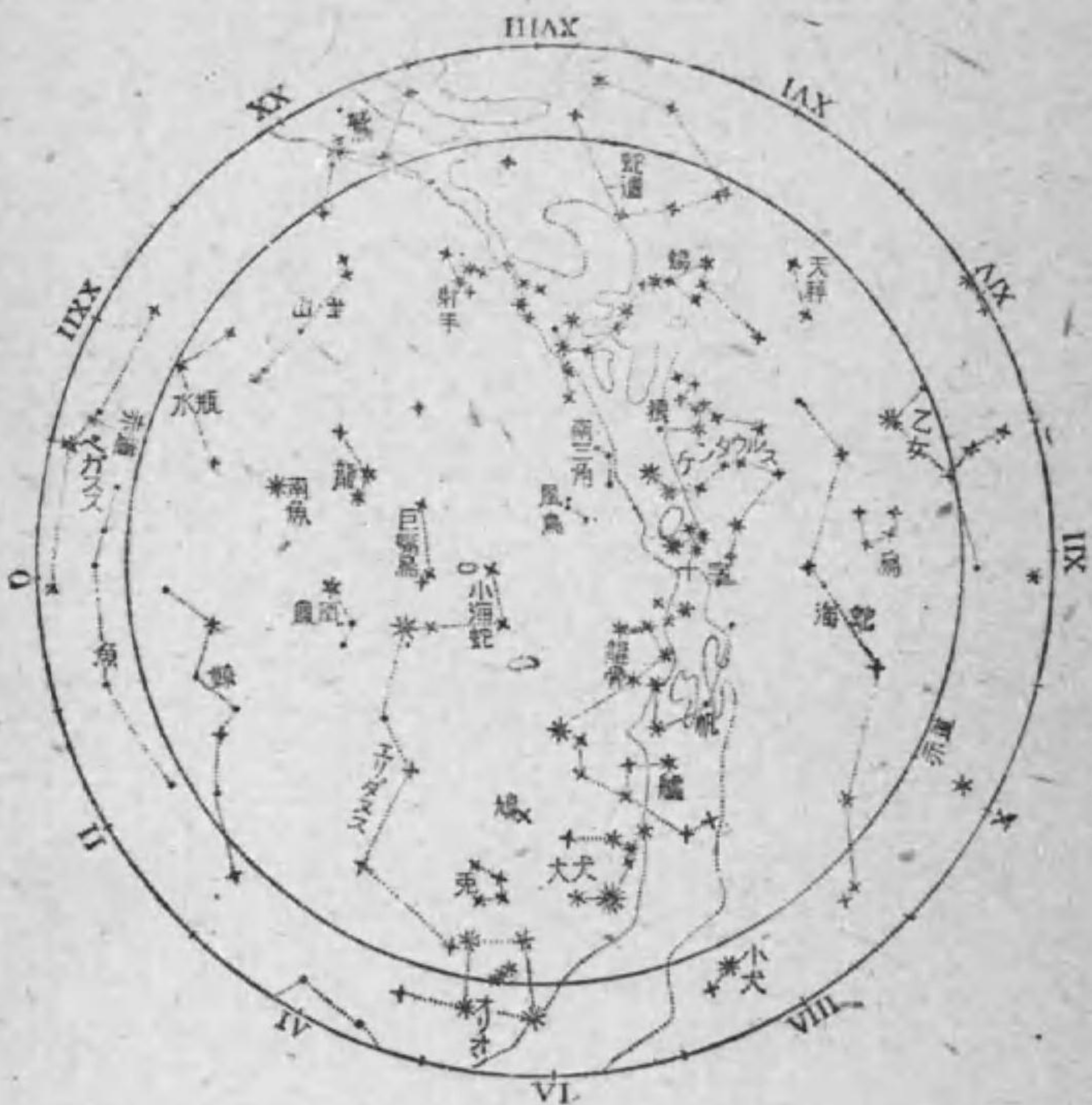
大氣の中には、常に大部分は、海水から蒸發した蒸氣が含まれてゐる。

大氣はその高さによつて非常に温度が違ひ、平地より高い山の方が寒く、山が高ければ高いほど寒い。それで高い山の峰には、夏でも雪が溶けずに残つてゐるので、一年中雪が溶けずにゐる限界線を雪線といふ。

さて海面から蒸發した蒸氣は、暖い空氣と混つてどん／＼昇つてゆく、そして雪線以上の高さになると、丁度水を入れた壺を曇らしたやうな濕つぱい細かい水滴となる。この水滴の澤山集つたのが雲になるわけである。

雲を注意してみると、いろいろのものがあり、綿を細かく積重ねたやうな積雲、綿をちやくちやくに固めたやうな入道雲、その他巻雲、層雲、うろこ雲などがある。





現在の星座は古代人の想像力によつて、或は神話に、或は動物にまで星を結びつけて出来上つたもので、この中四十八座は既に古代ギリシヤ時代に命名され、之らをトレミー星座といふ。その後一九三〇年の国際天文同盟總會で、主要星座八十八を採用したが、もと／＼星座の境界は全く不規則で、かつては星をいづれの星座に屬せしむべきか判定し兼ねたこともあつたが、今ではかういふ場合には、国際委員會によつて決定される。

また星座の境界も、従来の全然不規則なのを廢し、赤經線、赤緯線によつて几帳面に區切り、星座境界の整理も行はれた。星座は單に天の區分ばかりでなく、箇々の星の名を呼ぶためにも必要である。

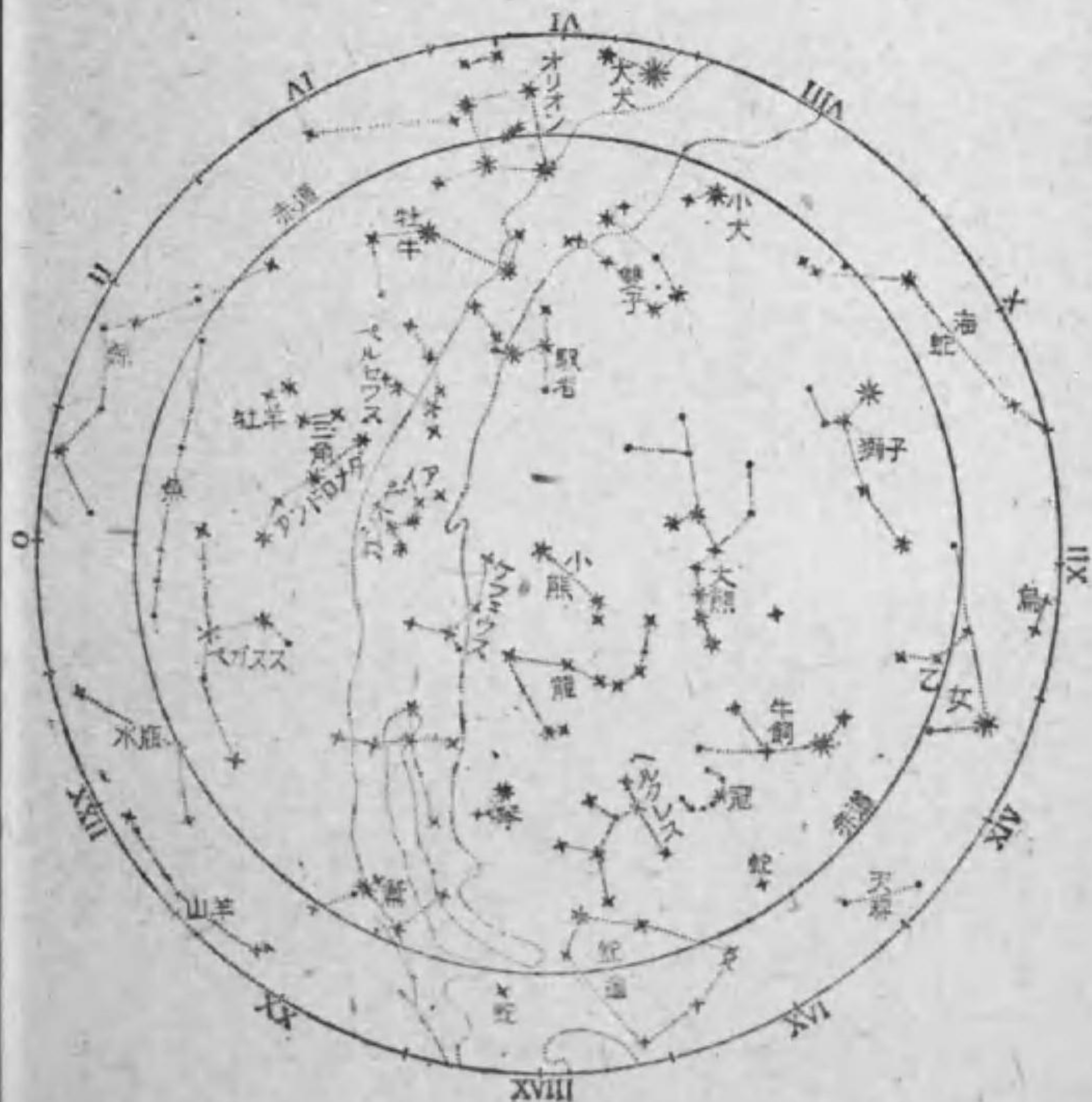
挿入圖は右が「北天」左が「南天」である。

星座

よく晴れた晩に天空を望めると、明るい星は決して一線には散在せず、ある特殊な形をして群居してゐて、例へば北斗七星(大熊座)の柄杓形、オリオン(大犬座)の三つ星、カシオペア座のW形などは、この好例である。

古代人はこれらの形に多少の想像をまじへ、天空上に熟知のある形を想像的に描き出し、天空を幾つかの部分に分割し區別した。これが即ち星座である。それは、ちやうど地球の表面に海陸の別があり、又それが大小の海岸や國縣に分れてゐるのに似たものと考えればよい。

しかし星座の場合は、自づと境界がきまつてゐる譯のものではないので、いきほひ星の配列の形が目標となつて来る。



(75) — 家庭菜園作付表

種	類	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里												
マ	獨												
ト	里				</								

ビタミン E	ビタミン D	ビタミン C
生活の元気がにぶる	歯や骨の發育を悪くする セムシになり易くなる	壞血症になり易くなる 歯の發育を悪くする
とうもろこしの油・穀物の胚・豆の芽・豚肉	まぐろ・いわし・かに・牛乳・めざし・するめ等	大根・トマト・キャベツ・ほうれん草・みかん・いちご等

### 食物の消化時間

サツマイモ 3時0	豆腐 2時15	水蜜桃(生) 1時45	牛乳 1時30
里芋 3時15	餅 2時30	葛湯 2時0	生鮮(焼) 1時30
食パン 3時07	味噌 2時30	大根 2時0	リンゴ(生) 1時30
バター 3時30	柿 2時30	麥飯 2時0	ミカン(生) 1時30
牛赤身 3時30	西瓜(生) 2時30	卵 2時0	ブドウ(生) 1時30
豚肉(焼) 5時15	鶏肉 3時0	木飯 2時15	

ビタミン B <sub>2</sub>	ビタミン B <sub>1</sub>	ビタミン A	種類
發育を害す皮膚病になりやすくなる	脚氣になる	發育を害す抵抗力減少 少眼がはく夜盲症となる	これが欠乏すると
牛の膿物・玄米・ほうれん草・鮭	玄米・玄麥・そば粉・トマト・キャベツ等	バター・チーズ・クリーム・牛乳・牛の膿物・鶏卵・鱈・うなぎ等	これを多く含む食糧

**カロリーとビタミン**

食物の栄養価は熱量を以て計算し、熱量を表すにはカロリーといふ語を用ひる。カロリーとは清水一リットルを攝氏一度だけ暖めるに要する熱量のこととて、養分の熱量は次の通り

蛋白質 一瓦一・四一瓦一五・四  
脂肪 一瓦九・三一瓦三・四  
澱粉 一瓦四・一一瓦一五・四

而して日本人大人體量十三貫の男子が、普通の勞働をなすに必要な一日の標準食糧は

蛋白質 九〇瓦 (二四瓦)  
脂肪 二〇瓦 (三瓦半)  
澱粉 四五〇瓦 (一二〇瓦)

で總熱量は二四〇〇カロリー。  
しかし人間には、右三要素の外にビタミンが必要である。  
(口繪色刷参照)

澱粉	脂肪	蛋白質	三要素
水酸炭素	水酸炭素	鹽酸水炭素	成分
米・麥・馬鈴薯・甘藷	主食といはれるものは皆多量の澱粉を含む。	鳥獸魚肉 植物の種子 (胡麻・大豆)	多量に含んでゐる食糧



昔は方角を表すにも子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥の十二子を用ひた。  
 子は北、卯は東、午は南、酉は西である。又今の北東を丑寅(艮とも書く)、南東を辰巳(巽)、南西を未申(坤)、北西を戌亥(乾)、といった。艮のことを鬼門、坤を裏鬼門といった。

昔の方角と今の方角

昔は一日を子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥の十二時に分け、一時を上刻・下刻に分けた。  
 更にこれを四つから九つまでの数にあて、呼んだ。例へば六つといへば、朝の六時と晩の六時に當り、明け六つ暮れ六つと區別して呼んだ。又巳の上刻といへば、今の午前十時のことである。

昔の時と今の時

代替物の米換算量一覽表

	代替物量		米換算量	
	重量	容量	重量	容量
押 麥	1 キロ	約9合3勺	1 キロ	約7合0勺
玄 小 麥	1 キロ	約7合2勺	900 瓦	約6合4勺
丸 大 豆	1 キロ	約7合7勺	1 キロ	約7合0勺
小 麥 粉	1 キロ	約1升1合5勺	1 キロ	約7合0勺
食 用 粉	1 キロ	約1升1合1勺	1 キロ	約7合0勺
脱脂大豆	1 キロ	約1升4合0勺	1 キロ	約7合0勺
玉 蜀 黍	1 キロ	約 7合7勺	850 瓦	約6合0勺
精 高 粱	1 キロ	約 8合8勺	1 キロ	約7合0勺
乾 麵	1 把	100 匁	350 瓦	約2合5勺
短 麵	375 瓦	100 匁	350 瓦	約2合5勺
食 パ ン	1 斤	120 匁	300 瓦	約2合1勺
乾 パ ン	1 包	60 匁	210 瓦	約1合5勺
コ ッ ペ	3 個	120 匁	300 瓦	約2合1勺
馬 鈴 薯	10 キロ (米ノ量ノ4.5倍)		2222 キロ	約1升5合5勺
甘 藷	10 キロ (米ノ量ノ3.5倍)		2857 キロ	約 2 升

通信規則

昭和廿一年七月廿五日施行

郵便料金

通常郵便料

- 第一種 有封書状二十五まで毎に三十錢、印刷書状(無封)百瓦まで毎に三十錢、盲人用點字の書状を開き封として差出す時は一底迄毎に五錢
- 第二種 通常葉書十五錢、往復葉書、封紙葉書は三十錢
- 第三種 第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物は百瓦迄毎に十五錢、同上中、日刊新聞紙、通信及官報で發行人または賣捌人より差出す場合は百瓦迄毎に五錢
- 第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書畫圖、商品の見本及鑄形、物理學上の標本は百瓦迄毎に三十錢、盲人用點字の書籍、印刷及業務用書

類は一底迄毎に五錢

第五種 農産物種子は百瓦迄毎に五錢

特殊取扱料

- 通常書留料 一圓
- 價格表記料 表記金額百圓迄、通常二圓、小包二圓五十錢、表記金額百圓以上百圓迄毎に一圓
- 引受時刻證明料 二圓
- 配達證明料 差出の際請求一圓、差出後の請求二圓
- 内容證明料 一通の標本一枚もの二圓
- 一通の標本二枚以上のものは一枚増す毎に一圓、同時に二個以上同文のものを差出す時は内一個を除き他は前記料金の半額
- 内容證明標本同覽料 一圓
- 速達料 一圓
- 訴訟審判及審査書類特別取扱料 二圓
- 小包郵便料
  - 普通二底迄 一・五圓
  - 四底迄 二・五圓
  - 書留二底迄 二・〇圓
  - 四底迄 四・〇圓

電報料金

電報料

- 一般電報料 和文片假名十字以内(以上五字毎に五十錢増す) 一圓五十錢
- 歐文五語以内(以上一語毎に五十錢増す) 一圓五十錢
- 無線電報料 片假名十字以内(以上五字毎に一圓増す) 三圓、歐文五語以内(以上一語毎に一圓増す) 三圓
- 特殊取扱料
  - 至急料 電報料の二倍
  - 照校料 送受の際、反復照合するもの電報料金の二分の一
  - 同文料 原信本文の字數又は語數に相當する電報料の二分の一
  - 別便配達料 一通に付着信局より十六軒(四里)以内三圓、以上四軒以内毎に三圓を増す
  - 船舶配達料 一通につき 三圓
  - 時間外配達料 一圓五十錢

受取證書料

- 一通に付三十錢
- 返還料 一通に付三十錢
- 閱覽料 一通に付三十錢
- 正寫料 和文百字以内毎に五十錢、歐文二十五語以内毎に五十錢
- 電話託送料 二十錢
- 寫眞電報料 額信紙甲(十八種×二十種) 三十圓、乙(十八種×十三種) 二十圓、丙(十八種×八種) 十二圓、丁(十八種×六種半) 九圓
- 特使配達料 三圓

爲替・振替貯金料金

郵便爲替料

- 小爲替
  - 五十圓迄 五十錢
  - 一〇〇圓迄 一圓
  - 二〇〇圓迄 一圓五十錢
  - 三〇〇圓迄 二圓
  - 一〇〇圓迄 一圓五十錢
  - 三〇〇圓迄 三圓
  - 五〇〇圓迄 四圓五十錢
  - 一〇〇〇圓迄 六圓
- 通常爲替
  - 五十圓迄 五十錢
  - 一〇〇圓迄 一圓
  - 二〇〇圓迄 一圓五十錢
  - 三〇〇圓迄 二圓
  - 一〇〇圓迄 一圓五十錢
  - 三〇〇圓迄 三圓
  - 五〇〇圓迄 四圓五十錢
  - 一〇〇〇圓迄 六圓

電信爲替

郵便振替貯金料

- 通常拂込
  - 五十圓迄 三十錢
  - 五十圓超過 六十錢
  - 五十圓迄 四十錢
  - 一〇〇圓迄 八十錢
  - 一〇〇圓超過 一圓二十錢
  - 一〇〇〇圓迄 一圓六十錢
  - 三〇〇〇圓迄 二圓
- 通常振替 一口當 十五錢
- 電話料
  - 電話使用料
    - 度數制施行局 基本料は單獨加入の場合合は月額一級局二十四圓、二級局二十圓、三級局十七圓、四級局十四圓、共同加入の場合は、月額一級局十七圓、二級局十四圓、三級局十二圓、四級局十圓。度數量は一度毎に二十錢

電話料金

- 均一制施行局 單獨加入の場合合は月額
  - 三級局四十八圓、四級局四十二圓、五級局三十六圓、六級局三十圓、七級局二十五圓、共同加入の場合合は月額三級局三十五圓、四級局三十圓、五級局二十六圓、六級局二十二圓、七級局十八圓
- 附加使用料 増設機械、電話機は局雜持月額八圓、加入者維持月額四圓、接續電話機四圓、卓上電話機局維持四圓、加入者維持無料
- 機械移轉料 携内卅五圓、携外二百圓
- 所屬變更料 二百五十圓
- 名義變更料 五十圓
- 臨時電話料 架設料四級局以上百二十圓、五級局以下六十圓、使用料金は度數料施行局では基本料金日額七圓、度數料一度毎に二十錢。均一制施行局では日額十圓
- 市内通話料 公衆電話所、通話局の場合一度毎に二十錢

手紙の書き方

一本の手紙で相互の親しみを増したり、趣味の交換が出来たりすると思へば、まだ幾年かの親しい交りも、手紙の書き方一つで、すっかりだいなしにしてしまふことも往々あるから、葉書一枚手紙一本なりとも心して書く心掛が大切である。手紙を上手に書くといふことは、文字の上手下手ではない。文章、文字の上手下手は第二の問題である。さて手紙を書くには、次のやうなことに氣をつけなくてはならぬ。

【手紙を出す主旨をはつきり書き現すこと】  
何のために手紙を出すのか、例へば先方に何をお尋ねするのか、何をお知らせするのかをはつきり認めることである。或は先方を往訪するといふ手紙を認める場合なら、何月何日、何時頃、何の要件でといふやうに、すべてのことがすぐわかるやうに書いて送らねばならぬ。

【自分の思ふことを、そのまま書き綴ること】  
つまり相對して、お互にお話するつもりで書くことである。あまり文字や文章にとらはれると、

殺風景になるものである。

一本の時候、見舞にしても、「皆々様お變りありませんか」と簡単に認めるより、お祖父さまは、又お伯父さまは、何々子さんは等と、それぞれの日頃の御様子を想像してお伺ひするとか、又自分の様子を知らせるにしても、變りありません等と書くより、一人一人の家族の様子を誰はどんなことをして居るとか、誰々はこの位大きくなりましてとか、事細かに様子を知らせれば、遠國にゐる者などどんなに嬉しいか知れぬものである。

【文字は上手より丁寧に誠意をこめて】  
どんなに上手な文字でも、ナグリ書きは先方に對して失禮にあたる。解り易く讀み易く書くことが上手な手紙の書き方である。どんなに文字が下手でも誤つた字を書かぬよう、念入りに精一杯丁寧に認めた方がよい。

【適當に敬語を用ふること】  
相當の敬語を使ふことは大切である。しかし例へば自分の身内の者、父母兄又は伯父叔母を第三者に書く場合、お父さんとか、お兄さまとか書くのは、間違つた敬語の使ひ方である。

手紙に用ひる言葉

起筆 拜啓、謹啓、手紙で申し上げます。一筆申し上げます。謹んで申し上げます。拜復、お手紙拜見致しました。御懇筆謹んで拜讀いたしました。お懐しい御玉章繰返し拜見致しました。わざわざのお手紙恐れ入りました。久々のお便りなつかしく拜見致しました。

一月の言葉 大寒とは申しながら、しのぎ難きは今日此頃の寒さでございます。松のうちは、カクタよ羽根よと申すうちにすぎました。

二月の言葉 立春とは申しながらまだお厳しうございます。春寒の名にふさはしい雪解の底冷が續きます。春とは名のみ寒のうちより却てお寒いこととござ

います。いつまでもお寒いこととございます。

三月の言葉 一雨ごとに暖かくなつてまゐります。下痢の草の芽にも春の色が見えます。春寒ようやく薄らぎました所。寒椿が大きくふくらんで参りました。野山の景色も何とやら春めいて参りました。

四月の言葉 春光うららかな今日この頃。そよ吹く風も寒からず花もぼつ／＼咲初めました。この陽気では櫻の満開も愈々ちかいと存じます。花の噂に人の心も浮立つ折柄。

五月の言葉 日に増し暖かくなつて参ります。青葉若葉の候となりました。梅雨霽陶しき此の頃皆様にはおかはりございませんか。

六月の言葉 木々の若緑した、

るばかりの此の頃の候。青葉若葉を渡りゆく初夏のすがすがしき。明るい空爽やかな風、天地は若さにみなぎつて居ります。七月の言葉 盛夏の候。それですべてさへ黒ん坊といはれる私。どんなに黒くなつたか御想像下さい。爽やかな貴方の水着姿を思ひ浮べながら。楽しい夏休もいよ／＼近づいて参りました。

八月の言葉 炎暑の候。今年の夏は凌ぎよいやうでございます。夜毎の虫の音もおひ／＼しげくなりしました。

九月の言葉 新涼の候。うららかな初秋の候。朝夕一きは涼しく相成り候處。葉末をわたる風の音に秋のしのびやかに訪れし候。

十月の言葉 秋冷の候。朝晩は肌寒く木々の葉も色づき候折柄。

十一月の言葉 晩秋の候。心傷ましい晩秋。打ち續く小春日和。ガラス越しの日向ぼつこがなつかしまれるやうになりました。十二月の言葉 向寒のみぎり底冷のお寒さが續きます。年末に近づいてから急に寒さが厳しくなりました。この一年が夢のやうに見送られます。

御無沙汰のお詫。その後存じながら取紛れ御無音に打過ぎまして。その後は以外の御無沙汰を致しまして何とも申譯ありません。ずるぶる長い御無沙汰ほんたうにごめんなさい。

返事 春の訪れよりも嬉しいお便り。思ひがけないお手紙をいたゞき夢かとはかり繰返し拜見致しました。結びの言葉 早々。不。あらかしこ。



〔手〕 手才打扱批承技投抗折抱抵押拂披拘招  
拜拾持指振捕擒授掛探探接控推提換揭  
援損擊操担(擔)據擴攝

〔支〕 支 收改攻放政故教敏敗敢散敬敵數數(數)  
整

〔文〕 文 斗料斜  
新斷(斷)  
方施旅旋族旗

〔无〕 既 日旨早旬昇明易星映春昨昭時晚晝普景  
晴暇暑暖暗暮暴曆曜

〔日〕 曲更書替最會  
月有服朗望朝期

〔木〕 木末末本札材村東東板析林枚果枝染柔  
查柱校株核根格案條械棄棉森棺植業極

〔火〕 火災炭烈無然照蒸熱熱燃燈燒營

〔瓜〕 爭爲

〔父〕 父

〔欠〕 榮構概樂標模樣橋橫檢欄樞(樞)  
次欲歌歐(歐)歡(歡)

〔止〕 止正步武歲歷歸(歸)  
死殊殖殘(殘)

〔歹〕 段殺殿

〔每〕 母每毒

〔比〕 比

〔毛〕 毛

〔氏〕 氏民

〔氣〕 氣

〔水〕 水水永求池決汽河油泊沿泉法波注洋洗  
活派流浴海消液深混清淺(淺)滅渡測港  
湖湯源準溫滅滯滿(滿)漁演漢潔沃(澤)  
激濕濟(濟)灣(灣)

〔片〕 片版

〔牛〕 牛牧物特

〔犬〕 犬犯狀狂狹狹(獨)獸獸(獸)

〔玄〕 率(玉) 玉王現球理環

〔生〕 生產(用) 用

〔田〕 田由甲申男町界畑留畜略番畫異當

〔疋〕 疎疑(疋) 病痘痛療

〔夂〕 登癸(發)

〔白〕 白百的皆皇

〔皮〕 皮(皿) 益盛盜盟盡盥  
目直相省看眠眼督

〔矢〕 矢知短(石) 石砂破研硯確礎  
示社祕祖祝神稟祭禁福礼(禮)

〔禾〕 秀私秋科秒程種秣(稱) 稻稿穀穫

〔穴〕 穴空突

〔立〕 立並(竝)章童端號

〔竹〕 竹笑符第筆等筋答策算管箱節範築篤簡

〔米〕 簿籍  
米粉粗精糖糧

〔糸〕 糸紀約納純紙級素紡細紹終組結絕給統  
糸(絲)絹經(經)維綿線縞絲編練縣縫縮  
縱總(總)績繁織繪縶(繼)績

〔缶〕 欠(缺)

〔罪置罰署〕

〔羊〕 美着群義

〔羽〕 羽習

〔老〕 老考者(耒) 耕

〔耳〕 耳聖聞聯声(聲) 職聽  
肉肥肩背育肺胃背胸能脈脚脫腕腰腸腹

〔胆(膽)臟〕

〔臣〕 臣臨(自) 自

〔至〕 至致台(臺)

〔白〕 與興舉旧(舊) (舌) 舌會

〔舛〕 舞(舟) 舟航般船





(勝意)②いふをゆうに  
とゆう(都邑)

第十一 エ列長音は、エ列  
のなかにえをつける

【例】ねえさん(姉さん)

第十二 オの長音はおうに

【例】①あうをおうに お  
うか(櫻花)②わうをおう  
に おうらい(往來)③あ  
ふをおうにおうぎ(扇)④  
はうをおうにあおう(逢  
はう)

第十三 コおよびゴの長音

はこうごうに  
【例】がうをこうに ①こ  
うじ(麴)②くわうをこう  
にこうだい(宏大)③かう  
をこうにこうおつ(甲乙)  
④こふをこうに こう  
(劫)⑤がうをこうに い  
そこう(急がう)⑥くわう

をこうにこうごう(糴々)

⑦がふをこうに いちご

う(一合)⑧こふをこうに

えいごう(永劫)⑨さいごう

(罪業)

第十四 ソおよびゾの長音

はそうぞうに  
【例】①さうをそうに は  
なそう(話さう)②さふを  
そうに そうわ(挿話)③  
ざうをぞうに せいぞう  
(製造)④さふをぞうに  
ぞうさん(雜巾)

第十五 トおよびドの長音

は、とう どうに  
【例】①たうをとうに と  
うげ(峠)②たふをとうに  
とうべん(答辯)③だうを  
どうに こうどう(講堂)  
第十六 ノの長音はのうに  
【例】①なうをのうに し

のう(死なう)②なふをの  
うに のうにゆう(納入)

③のふをのうに きのう

(昨日)

第十七 ホおよびボ、ポの

長音は、ほう、ほう、ほ  
うに【例】①はうをほうに  
ほうき(箒)②はふ(また  
はふ)をほうに ほう  
る(投る)③ばうを ほう  
にすつほう(酸っぱう)④  
ばうをほうにとほう(飛  
ばう)⑤ばふ(またはば  
ふ)をほうに びんぼう  
(貧乏)

第十八 モの長音はもうに

【例】まうをもうに もう  
ける(儲ける)  
第十九 ヨの長音はように  
【例】①やうをように よ  
うか(八日)②えうをよう

に ようりよう(要領)③  
えふをように こうよう

(紅葉)

第二十 ロの長音はろうに

【例】①らうをろうに  
かえらう(歸らう)②らふ  
をろうに ろうそく(續  
燭)

第二十一 キュおよびギユ

の長音はきゆう、きゆう  
【例】①きうをきゆうに  
おうきゆう(大さう)②き  
ふをきゆうに きゆうむ  
(急務)③きうをきゆうに  
ぎゆうにゆう(牛乳)

第二十二 シュおよびジュ

の長音はしゅう、じゅう  
【例】①しうをしゅうに  
しゅうと(身)②しふをし  
ゅうに しゅうちやく(執  
着)③じうをしゅうに

じゆうなん(柔軟)④じふ

をじゆうにくじゆう(苦

汁)⑤ちゆうをじゆうに

じゆうやく(重役)

第二十三 チュの長音はち

ゆうに【例】①ちうをち  
うに はくちゆう(白晝)  
第二十四 ニュの長音は、  
にゆうに【例】①にうをに  
ゆうに にゆうわ(柔和)  
②にぶをにゆうに  
にゆうしゆ(入手)

第二十五 ビユの長音はひ

ゆう、びゆうに【例】①ひ  
うをひゆうに ひゆうが  
(日向)②びうをびゆうに  
ごびゆう(誤謬)

第二十六 リユの長音はり

ゆうに【例】①りうをりゆ  
うに りゆうい(留意)②  
りふをりゆうに こんり

ゆふ(建立)

第二十七 キョおよびギョ

の長音は、きよう、ぎよ  
うに【例】①きやうをきよ  
うに きようたん(驚嘆)  
②けうをきように きよ  
ういく(教育)③けふをき  
ように きようい(脅威)  
④きやうをきように し  
ゆうぎよう(修業)⑤けふ  
をきように こんぎよう  
(今晩)⑥げふをきように  
きようむ(業務)

第二十八 しょおよびじよ

の長音はしよう、じよう  
【例】①しやうをしように  
しように(正直)②せう  
をしように しようねん  
(少年)③せふをしように  
こうしよう(交渉)④じや  
うをしように かんじよ

第二十九 チョの長音は、

ちように【例】①ちやうを  
ちように ちようちん(提  
燈)②てうをちように  
ちようし(調子)③てふを  
ちように ちよう(葉)

第三十 ニョの長音は、に

ように【例】①ねうをに  
ように によう(尿)  
第三十一 ヒョおよびビョ  
の長音は、ひよう、びよ  
うに【例】①ひやうをひよ  
うに ひようばん(評判)  
へうをひように ひよう

う(感情)⑤ちやうをじよ

うに れいじよう(令嬢)

⑥せうをじように そう

じよう(騒擾)⑦でうをじ

ように きんじよう(三

條)⑧でふをじように

ろくじよう(六塵)

第二十九 チョの長音は、

ちように【例】①ちやうを  
ちように ちようちん(提  
燈)②てうをちように  
ちようし(調子)③てふを  
ちように ちよう(葉)

第三十 ニョの長音は、に

ように【例】①ねうをに  
ように によう(尿)  
第三十一 ヒョおよびビョ  
の長音は、ひよう、びよ  
うに【例】①ひやうをひよ  
うに ひようばん(評判)  
へうをひように ひよう

り(表裏)③ひやうをひよ

うに びようき(病氣)④

べうをびように びよう

しや(描寫)

第三十二 ミョの長音はみ

ように【例】①みやうをみ  
ように みようち(明  
日)②めうをみように  
みようぎ(妙技)

第三十三 リョの長音は、

りように【例】①りやうを  
りように ぜんりよう(善  
良)②れうをりように  
りようり(料理)③れふを  
りように りよう(獵)

注意 「クワ・カ」「ダワ・ガ」

および「ヂ・ジ」「ヅ・ズ」  
をいい分けてゐる地方に  
限り、これを書き分けて  
もきしつかえない。

尺貫法	長サ	分	寸の十分の一	約 3mm
		寸	尺の十分の一	約 3cm
		尺	米の33分の10	約 30cm
		丈	10尺	
間		6尺	約 1.8m	
町		60間	約 110m	
貫	里	36町	約 3.9km	
	鯨尺	1尺2寸5分	約 38cm	
	面積	合	歩の10分の1	
歩		マダハ坪	アールの12分の4	約 3.3m <sup>2</sup>
畝		30歩	約 1a	
段		10畝		
體積	町	10段	約 1ha	
	合	升の10分の1		
	升	立の1331分の2401	約 1.8 l	
重サ	斗	10升		
	石	10斗	約 1.8hl	
	貫	貫の1000分の1	3.75g	
ヤード・ポンド法	長サ	インチ	ヤードの36分の1	約 2.5cm
		フット	ヤードの3分の1	約 30cm
		ヤード	米の1250分の1143	約 0.9m
		マイル	1760ヤード	約 1.6km
體積	ガロン	$\frac{251920123}{66550000}$ 立	約 3.8 l	
	重サ	オンス	ポンドの10分の1	約 28g
ポンド		斤の1250分の567	約 0.45kg	
英トン		2240ポンド	約 1t	

度量衡表

メートル法	長サ	ミリメートル	mm(耗)	米の千分の一	
		センチメートル	cm(釐)	米の百分の一	3分3厘
		デシメートル	dm	米の十分の一	3寸3分
		メートル	m(米)		3尺3寸
キロメートル		km(軒)	千米	9町10間	
海里		(漚)	1852米	約 17町	
面積	平方ミリメートル	mm <sup>2</sup>	平方米の百萬分の一		
	平方センチメートル	cm <sup>2</sup>	平方米の一萬分の一		
	平方デシメートル	dm <sup>2</sup>	平方米の百分の一		
	平方メートル	m <sup>2</sup>	約 0.3坪		
體積	平方キロメートル	km <sup>2</sup>	百萬平方米		
	アール	a	百平方米	約 一畝	
	ヘクタール	ha	百アール	約 一町	
	體積	立方センチメートル	cm <sup>3</sup>	立方米の百萬分の一	
立方デシメートル		dm <sup>3</sup>	立方米の千分の一		
立方メートル		m <sup>3</sup>	約 36 立方尺		
ミリリットル		ml(耗)	立の千分の一		
デシリットル		dl(鈞)	立の十分の一		
リットル		l(立)	立方デシメートル	約 5合5勺	
ヘクトリットル		hl(鎗)	百立	約 5斗5升	
キロリットル		kl(軒)	千立	約 5石5斗	
噸 T(屯)		$\frac{1}{1000}$ 立	約 100 立方尺		
重サ	ミリグラム	mg(耗)	斤の百萬分の一		
	グラム	g(瓦)	斤の千分の一		
	キログラム	kg(斤)	約 267 匁		
	トン	t(噸)	千キログラム	約 267 貫	

### ローマ字の綴り方

ア	イ	ウ	エ	オ	ワ	キ	ウ	エ	ヲ
a	i	u	e	o	wa	—	—	—	—
カ	キ	ク	ケ	コ					(wi — we wo)
ka	ki	ku	ke	ko					
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ					(e o)
ga	gi	gu	ge	go					
サ	シ	ス	セ	ソ	キヤ	キユ	キョ	クワ	
sa	shi	su	se	so	kya	kyu	kyo	—	(kwa)
	(si)								
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ	ギヤ	ギユ	ギョ	グワ	
za	ji	zu	ze	zo	gya	gyu	gyo	—	(gwa)
	(zi)								
タ	チ	ツ	テ	ト	シャ	シュ	ショ		
ta	chi	tsu	te	to	sha	shu	sho		
	(ti)	(su)			(sya	syu	syo)		
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド	ジャ	ジュ	ジョ		
da	ji	zu	de	do	ja	ju	jo		
	(di)	(du)			(zya	zyu	zyo)		
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	チャ	チュ	チョ		
na	ni	nu	ne	no	cha	chu	cho		
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	(tya	tyu	tyo)		
ha	hi	fu	he	ho	ja	ju	jo		
	(hu)				(dya	dyu	dyo)		
バ	ビ	ブ	ベ	ボ	(zya	zyu	zyo)		
ba	bi	bu	be	bo	nya	nyu	nyo		
パ	ピ	プ	ペ	ポ	ニヤ	ニユ	ニョ		
pa	pi	pu	pe	po	hya	hyu	hyo		
マ	ミ	ム	メ	モ	ヒヤ	ヒユ	ヒョ		
ma	mi	mu	me	mo	hya	hyu	hyo		
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ	ヒヤ	ヒユ	ヒョ		
ya	—	yu	—	yo	bya	byu	byo		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ピヤ	ピユ	ピョ		
ra	ri	ru	re	ro	pya	pyu	pyo		
—	—	—	—	—					

### アルファベット

印刷体		筆記体		讀方	印刷体		筆記体		讀方
大文字	小文字	大文字	小文字		大文字	小文字	大文字	小文字	
A	a	A	a	エイ	N	n	N	n	エヌ
B	b	B	b	ビー	O	o	O	o	オー
C	c	C	c	シー	P	p	P	p	ピー
D	d	D	d	ディー	Q	q	Q	q	キュー
E	e	E	e	イー	R	r	R	r	アール
F	f	F	f	エフ	S	s	S	s	エス
G	g	G	g	ジー	T	t	T	t	ティー
H	h	H	h	エイチ	U	u	U	u	ユー
I	i	I	i	アイ	V	v	V	v	ヴィ
J	j	J	j	ジェイ	W	w	W	w	ダブルユ
K	k	K	k	ケイ	X	x	X	x	エックス
L	l	L	l	エル	Y	y	Y	y	ワイ
M	m	M	m	エム	Z	z	Z	z	ゼット

編輯後記

弊社も多年少國民の教養指導を  
中心として出版界に大きな貢献をし  
て来たが、こゝに新生日本建設の機  
會に合せて更生するにあたり、  
『終戦後一年の日本の歩み』こそは、  
これを少國民の心に印象づけるこ  
との深淺が、百年後の日本を約束  
する大きな鍵である。  
との一大宣言のもとに、『少國民年鑑』  
を企劃創刊することとした。  
終戦後、萬事不整備の中にいそが  
しく編輯され、意に充たない點も多  
いが次年度完成を期してゐる。  
前途は決して暗いものではない。  
勵み甲斐のある日本が、一日も早く  
少年の登場を待ちわびてゐる。  
本書を活用して大いに自ら重んじ  
努めて頂きたい。終りに遺憾なき諸  
君の考案を待つ次第である。

近刊豫告

圖解 少國民學習百科

菊牛藏版 定價十圓

「少國民年鑑」の附録として掲載した「學習便覽」を新しく編纂した  
もので、國語・算數・地理・歴史・理科の國定教科書に準據して内容を豊富  
に、而も貴重な色刷・凸版・寫眞版を多數挿入して、眞に學習上の好伴  
侶たらしめてあるから、勉學上これほど役立つ参考書はない。

昭和廿一年十月十四日印刷  
昭和廿一年十月二十日發行

『少國民年鑑』 定價金拾圓

不許複製

編輯者 東京都神田區一ツ橋二ノ九  
東雲堂編輯部  
新井 直樹  
活版印刷者 東京都京橋區入舟町一ノ士  
電新堂印刷所  
新井 修平

印刷者 東京都京橋區染地一ノ三  
熊谷印刷所  
熊谷 敬一  
製本者 東京都京橋區染地二ノ二  
大安製本所  
大安 主計

發行所 東雲堂出版部

東京都神田區一ツ橋二ノ九  
電話九段(33)〇八八六

4.5

946



¥10.00

終

— 利用者の皆様へ —

この保存箱の中には、少し傷んだ資料、あるいは傷みやすい資料が収納してあります。ご利用の際には、取扱いにご注意下さい。

文化遺産を後世に伝えるために、ご理解とご協力をお願いします。

— 国立国会図書館 —